目次

第1章　計画策定にあたって

1　計画の趣旨と位置付け ・・・

3 施策の体系 ・・・

（2）防災対策の推進
（3）防犯対策の推進
（4）交通・移動対策の推進

第5章　障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方
1　国の基本指針に基づく基本理念 …… 63
2　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 65
3　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 66
4　障がいのある子どもおよびその家族に対する支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 66
5　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 …… 67

第6章　成果目標
1　福祉施設入所者の地域生活移行 …… 68
2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 …… 69
3　福祉施設からの一般就労への移行 …… 70
4　障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等 …… 72
5　地域生活支援の充実 …… 75
6　相談支援体制の充実・強化等 …… 76
7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 …… 78

第7章　障害福祉サービス等における見込量と方策
1　訪問系サービス …… 79
2　日中活動系サービス …… 81
3　居住系サービス …… 89
4　相談支援 …… 92

第8章　障害児通所支援サービス等における見込量と方策
1　児童発達支援 …… 95
2　放課後等デイサービス …… 95
3　保育所等訪問支援 …… 96
4　居宅訪問型児童発達支援、児童入所支援（福祉型・医療型） …… 97
5　相談支援 …… 98
6　医療的ケア児に係るコーディネーターの配置 …… 99

第9章　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策
1　必須事業 …… 100

(1)理解促進・研修啓発事業
(2)自発的活動支援事業
(3)相談支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業
(5)意思疎通支援事業
(6)日常生活用具給付等事業
(7)手話奉仕員養成研修事業
(8)移動支援事業
(9)地域活動支援センター事業
2 任意事業 …… 107
(1)福祉ホーム事業
(2)訪問入浴サービス事業
(3)日中一時支援事業
3 地域生活支援促進事業 …… 108
4 その他の事業 …… 109

第10章 計画推進のために
1 計画の点検および評価 …… 110
2 連携・協力の確保 …… 110

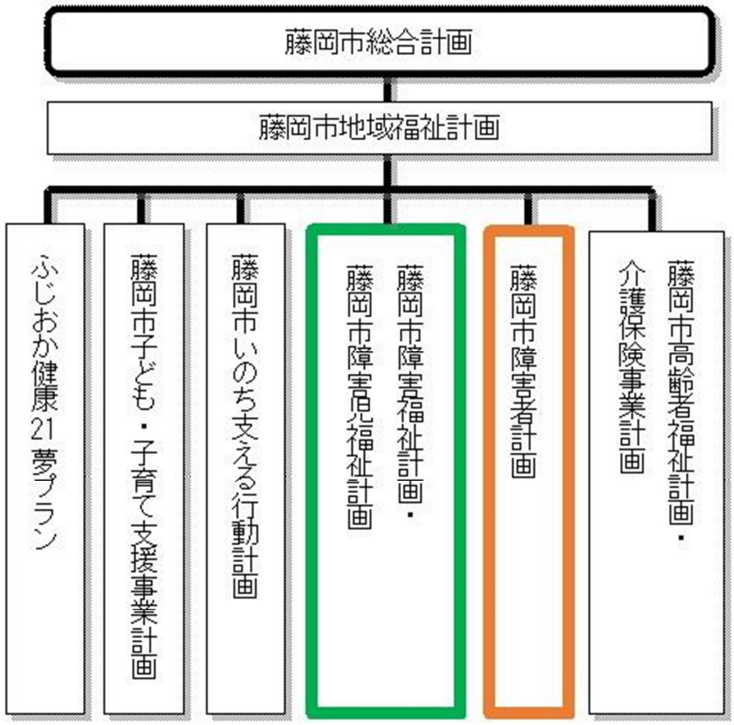
1　計画の趣旨と位置付け

本計画は、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）および児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるもので、障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条に規定される市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に規定される市町村障害児福祉計画を策定するものです。

また本計画は、本市の最上位計画である「第5次藤岡市総合計画」、かつ社会福祉法第107条の規定に基づく「藤岡市地域福祉計画」との整合性を図っています。

この障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画がいずれも令和8年度で終期を迎えることを受け、令和9年度から3つの計画を一体的に策定することで、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会を実現し、障害者施策を切れ目なく総合的・計画的に推進していきます。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に関する事項や見込量を定める計画	障害児通所サービス、相談支援の提供体制の確保に関する事項や見込量を定める計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法



本市は、平成19年3月に最初の藤岡市障害者計画を策定し、現在は令和4年3月に策定した第4次藤岡市障害者計画に基づき、「一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に生きる地域社会の実現」を基本目標に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって平等に参加し活動することができる「完全参加と平等」の社会づくりを目指し障害者施策の推進に取り組んできました。

国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、その締結に向け、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の施行、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。その後、平成30年に「障害者総合支援法」および令和3年に「障害者差別解消法」が改正されています。

一方、群馬県では、令和9年3月に「バリアフリーぐんま障害者プラン9」を策定し、国においては、令和5年度から令和9年度を計画期間とした第5次障害者基本計画を策定しました。

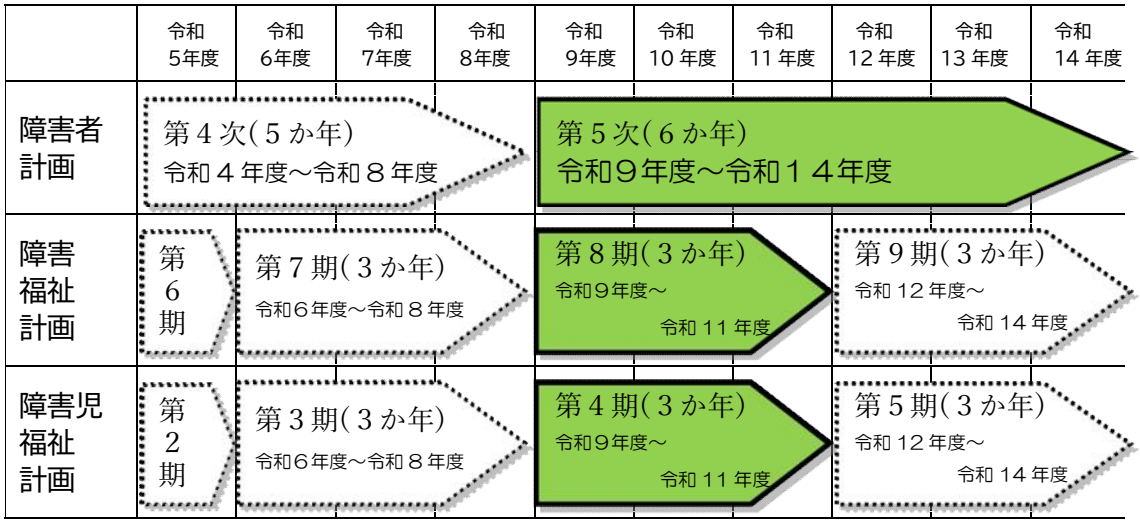
本計画では、国の定める基本指針に則し、本市の障害者施策の基本的な考え方と必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業および障害児通所支援等が計画的に提供されるよう、各年度のサービスに関する数値目標の設定やサービス需要を見込むものです。

2 計画の期間と策定の体制

(1)計画の期間

障害者計画の期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とし、障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は令和９年度から令和11年度までの3年間とします。障害福祉計画・障害児福祉計画では、成果目標および活動指標について、1年間毎に実績を把握し、分析・評価を行います。

なお、計画期間中において国の指針が改正となり、本計画の策定内容に変更を必要とする場合や、計画の進捗状況等により、計画の見直しを行う場合があります。



(2)計画の策定体制

障害者基本法第11条第6項の規定に基づき、幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、保健医療関係者、障害者団体代表者、社会福祉協議会職員や民生委員児童委員協議会代表者などから構成される「藤岡市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)」により計画内容の審議を行いました。

また、計画の円滑な策定に向け、庁内関係部門の代表者から構成される「藤岡市障害者計画等策定庁内検討会議」を設置し、計画内容の検討を行いました。

さらに、市民(障がいのある人を含む)および障害福祉サービス事業所に対して実態調査を実施し、意見の反映に努めました。

3 障がいのある人の定義

この計画における「障がいのある人」の定義は、障害者基本法第2条の規定と同じく、次のとおりとします。

> 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障がいのある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

ただし、具体的な事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個々の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

1　障がいのある人の現状

(1)身体障害

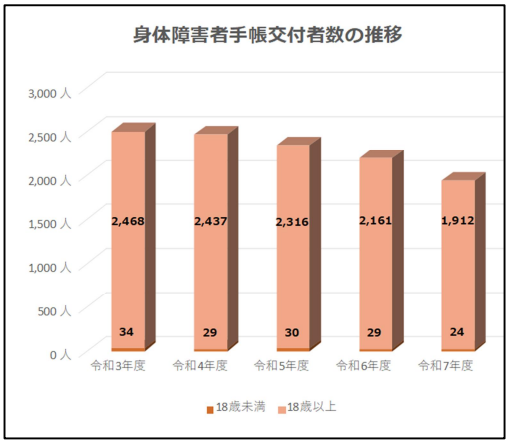
①身体障害者手帳の交付状況

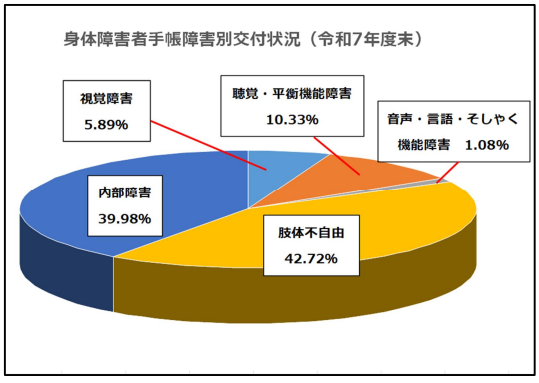
令和7年度末現在、本市の身体障害者手帳交付者数は1，936人です。総人口60，612人に対する比率は3．19%となっています。

令和7年度末現在の障害の種別では、「肢体不自由」が42．72%と最も多く、次いで「内部障害」が39．98%、「聴覚・平衡機能障害」が10．33%、「視覚障害」が5．89%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が1．08%となっています。また、総人口に占める身体障害者手帳交付者の割合は、令和2年度と比較して0．47ポイント減少しています。

身体障害者手帳交付者数の推移（各年度末現在）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	139 人	5.56%	143 人	5.80%	131 人	5.58%	128 人	5.84%	114 人	5.89%
聴覚・平衡機能障害	224 人	8.95%	219 人	8.88%	219 人	9.34%	212 人	9.68%	200 人	10.33%
音声・言語・そしゃく機能障害	30 人	1.20%	33 人	1.34%	31 人	1.32%	22 人	1.00%	21 人	1.08%
肢体不自由	1,147 人	45.84%	1,126 人	45.66%	1,065 人	45.40%	969 人	44.25%	827 人	42.72%
内部障害	962 人	38.45%	945 人	38.32%	900 人	38.36%	859 人	39.22%	774 人	39.98%
合計（A）	2,502 人		2,466 人		2,346 人		2,190 人		1,936 人	
総人口（B）	63,291 人		62,646 人		62,041 人		61,247 人		60,612 人	
総人口に占める割合（A)/（B）	3.95%		3.94%		3.78%		3.58%		3.19%	



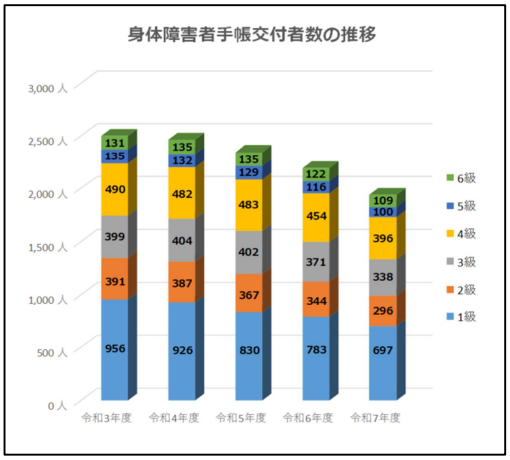


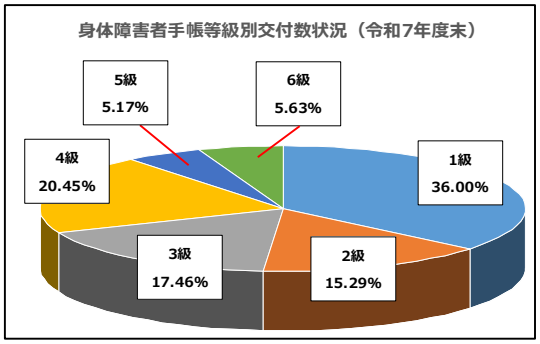
②身体障害者手帳の等級別交付状況

身体障害者手帳の等級別交付状況は、各年度とも重度者（1級・2級）が半数を占め、特に1級の障がいのある人が高止まりしています。

身体障害者手帳等級別数の推移（各年度末現在）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	18歳未満	18歳以上	合計	割合	18歳未満	18歳以上	合計	割合	18歳未満	18歳以上	合計	割合	18歳未満	18歳以上	合計	割合	18歳未満	18歳以上	合計	割合
1級	16 人	940 人	956 人	38.21%	12 人	914 人	926 人	37.55%	9 人	821 人	830 人	35.38%	7 人	776 人	783 人	35.75%	6 人	691 人	697 人	36.00%
2級	7 人	384 人	391 人	15.63%	6 人	381 人	387 人	15.69%	8 人	359 人	367 人	15.64%	10 人	334 人	344 人	15.71%	8 人	288 人	296 人	15.29%
3級	5 人	394 人	399 人	15.95%	4 人	400 人	404 人	16.38%	5 人	397 人	402 人	17.14%	3 人	368 人	371 人	16.94%	3 人	335 人	338 人	17.46%
4級	4 人	486 人	490 人	19.58%	3 人	479 人	482 人	19.55%	3 人	480 人	483 人	20.59%	4 人	450 人	454 人	20.73%	3 人	393 人	396 人	20.45%
5級	1 人	134 人	135 人	5.40%	1 人	131 人	132 人	5.35%	2 人	127 人	129 人	5.50%	2 人	114 人	116 人	5.30%	1 人	99 人	100 人	5.17%
6級	1 人	130 人	131 人	5.24%	3 人	132 人	135 人	5.47%	3 人	132 人	135 人	5.75%	3 人	119 人	122 人	5.57%	3 人	106 人	109 人	5.63%
合計（A）	34 人	2,468 人	2,502 人		29 人	2,437 人	2,466 人		30 人	2,316 人	2,346 人		29 人	2,161 人	2,190 人		24 人	1,912 人	1,936 人	
重度障害者（1・2級）	23 人	1,324 人	1,347 人	53.84%	18 人	1,295 人	1,313 人	53.24%	17 人	1,180 人	1,197 人	51.02%	17 人	1,110 人	1,127 人	51.46%	14 人	979 人	993 人	51.29%





(2)知的障害

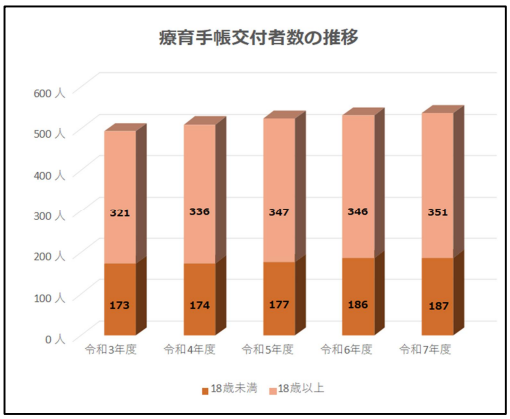
①療育手帳の交付状況

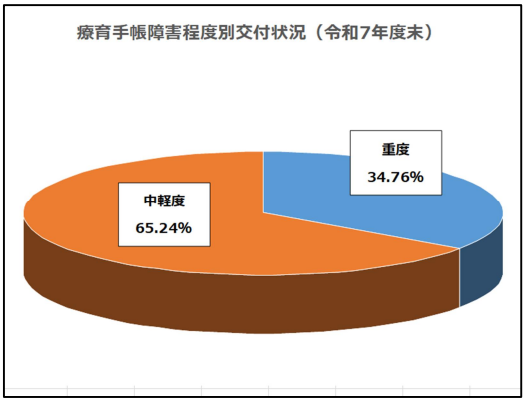
令和7年度末現在、本市の療育手帳交付者数は538人です。総人口60,612人に対する比率は0.89%となっており、令和2年度と比較すると0.04ポイント上昇しています。

令和7年度末現在の障害程度別では、重度が34.76%、中軽度が65.24%となっています。

療育手帳交付者数の推移(各年度末現在)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
重度	173 人	35.02%	174 人	34.12%	177 人	33.78%	186 人	34.96%	187 人	34.76%
中軽度	321 人	64.98%	336 人	65.88%	347 人	66.22%	346 人	65.04%	351 人	65.24%
合計 (A)	494 人		510 人		524 人		532 人		538 人	
総人口 (B)	63,291人		62,646人		61,247人		61,247人		60,612人	
総人口に占める割合 (A)/ (B)	0.78%		0.81%		0.84%		0.87%		0.89%	





(3)精神障害

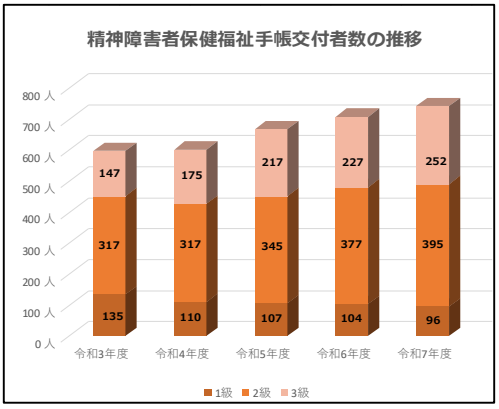
①精神障害者保健福祉手帳の交付状況

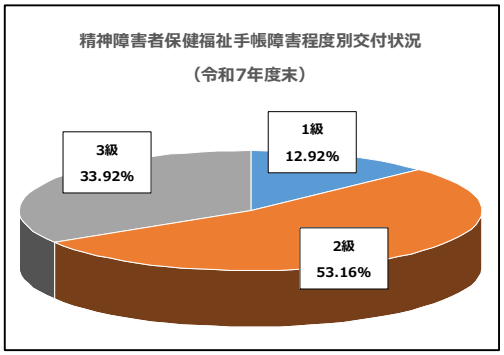
令和7年度末現在、本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は 743 人です。総人口60，612人に対する比率は 1.23%となっており、令和2年度と比較すると0．31ポイント上昇しています。

令和7年度末現在の障害等級別では、1 級が12．92%、2 級が53．16%、3 級が33．92%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(各年度末現在)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
1級	135 人	22.54%	110 人	18.27%	107 人	15.99%	104 人	14.69%	96 人	12.92%
2級	317 人	52.92%	317 人	52.66%	345 人	51.57%	377 人	53.25%	395 人	53.16%
3級	147 人	24.54%	175 人	29.07%	217 人	32.44%	227 人	32.06%	252 人	33.92%
合計（A）	599 人		602 人		669 人		708 人		743 人	
総人口（B）	63,291 人		62,646 人		62,041 人		61,247 人		60,612 人	
総人口に占める割合（A)/（B）	0.95%		0.96%		1.08%		1.16%		1.23%	

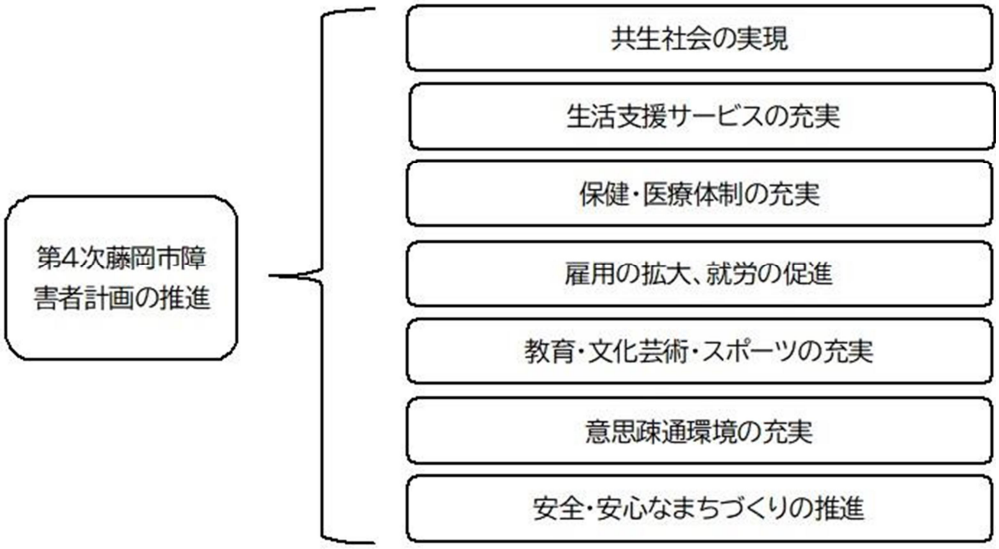




2 第4次藤岡市障害者計画の推進状況

(1)第4次藤岡市障害者計画の施策体系

令和4年度から令和8年度までを計画期間とした、前回計画については、7項目を目標として計画を運用してきました。



(2)第4次藤岡市障害者計画の自己点検

①共生社会の実現

障がいについての正しい知識の普及と障がいのある人への理解を深める教育の普及、啓発に関する活動の推進のため、障害者週間や知的障害者福祉月間での啓発活動、小中学生を対象とした手話教室を継続してきました。この他、第4次計画期間中には、手話普及とろう者の権利のための記念日であり、国連で決議された9月23日の手話言語の国際デーに合わせ、手話普及のシンボルとして使用される「世界ろう連盟(WFD)のロゴの色であり、「世界平和」を表す青色」にちなみ、ららん藤岡ミニ観覧車を青色にブルーライトアップを実施しました。

また、藤岡市社会福祉協議会が設置した藤岡成年後見支援センターに令和7年度に中核機関を委託し、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、成年後見制度の広報・相談・利用促進・後見人等支援業務などの機能強化をしています。

②生活支援サービスの充実

障害者総合支援法による障害福祉サービスを中心として、サービス全体の利用については年々増加しています。児童福祉法による障害児通所支援も同様に増加しており、発達に障がいのある子どもへの支援の充実として、児童発達支援センターが令和4年度に1か所開設されました。

近年、放課後等デイサービスや就労継続支援等のサービスを実施する事業者が増加しており、事業者との連携体制の確保が必要とされています。

この他、重層的な相談支援体制の構築を目的として、令和5年度に基幹相談支援センターを設置し、事業委託しました。

また、これまで2か所の相談支援事業所に事業委託していましたが、障がいのある人およびその保護者からの相談は年々増加・多様化していることから、令和8年度に委託事業所を1か所追加し、相談支援体制の整備・強化を図りました。

障害福祉サービス利用状況の推移

サービス区分	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	相談支援給付	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援
主なサービス名	居宅介護 行動援護 同行援護	生活介護 短期入所 就労継続支援	療養介護 施設入所 共同生活援助					
令和3年度	851件	4,550件	2,522件	827件	537件	1,759件	84件	355件
令和4年度	912件	4,766件	2,683件	925件	537件	1,995件	125件	331件
令和5年度	927件	4,939件	2,883件	949件	534件	2,195件	107件	399件
令和6年度	988件	5,121件	2,915件	1,074件	791件	2,290件	106件	404件
令和7年度	809件	5,163件	2,996件	1,298件	846件	1,877件	122件	457件

相談支援事業の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委託事業所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
相談件数	1,820件	1,771件	1,829件	1,253件	1,308件

③保健・医療体制の充実

社会生活環境の変化によるストレス等からこころの健康を損なう人が増えています。第4次障害者計画期間中では、人口に占める精神障害者保健福祉手帳の交付者は増加しており、令和2年度末では0．92%（587人）でしたが令和7年度末では1．23%（743 人）となっています。

本市では、精神に障がいのある人同士の交流機会の充実としてピアサポート事業の実施や、生産活動の機会の提供として地域活動支援センターの運営を行ってきました。また、こころの相談事業の充実として、こころの健康センターや保健福祉事務所と連携し、相談や訪問を行うとともに、こころの健康づくり対策の推進として、令和元年度に策定した藤岡市いのち支える行動計画を令和6年度に改訂し、自殺防止対策を掲げ、小中学生から高齢者までさまざまな年代に対し、ゲートキーパー研修やこころの健康に関する講座や相談を実施しました。

こうした中、国の示す指針では、精神科病院から退院した人の地域支援体制が不安視されており、本市においても精神に障がいのある人が地域の中でも安心して生活できるよう、今後も自立支援協議会の地域包括ケアシステム部会において、保健・医療・福祉・教育機関等が連携した体制づくり、構築を進めていきます。

地域活動支援センター事業

ふれあい（精神障害者）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開所日数	238日	240日	239日	239日	234日
登録者数	41人	46人	47人	51人	48人
延べ利用人数	4,022人	4,059人	4,897人	4,769人	4,410人

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
更生医療	入院	0人	1人	4人	0人	0人
	入院外	19人	21人	33人	21人	23人
育成医療	入院	9人	2人	3人	0人	3人
	入院外	9人	10人	7人	5人	3人
精神通院医療	申請数	968人	1,015人	1,048人	1,088人	1,112人

④雇用の拡大、就労の促進

本市では、自立支援協議会の中に就労支援部会を設け、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター、特別支援学校高等部などの協力により、平成29年度から障がいのある人向け企業説明会を開催し、多くの障がいのある人および企業が参加しています。

また、藤岡市障害者職場実習補助金交付制度や藤岡市障害者雇用促進事業補助金交付制度の活用により、就労の促進が期待されるところであり、その活用や制度周知を進めます。

障害者職場実習補助金交付制度

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	8人	11人	8人	11人	14人

⑤教育・文化芸術・スポーツの充実

平成27年度に藤岡特別支援学校が単独校として市内に開設、平成30年度には高等部が開設されたことで、特別支援教育の充実が図られました。今後は、高等部卒業後の支援体制の充実が必要とされています。

障害者スポーツの振興や文化芸術活動においては、市内の障害者支援施設がイベント活動を通し、創作活動の機会を提供しています。この他、障がいのある人が円滑に外出でき、社会参加を促すよう移動支援事業を実施してきました。

移動支援事業

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請者数	121人	125人	133人	136人	136人
実人数	68人	73人	79人	81人	78人
利用件数	3,702件	4,068件	4,597件	4,738件	4,955件
利用時間	8,154時間	9,587時間	9,918時間	10,141時間	10,420時間

⑥意思疎通環境の充実

本市では、第4次障害者計画に基づく意思疎通支援の充実として、平成30年3月に施行した藤岡市手話言語条例に基づき、聴覚障害者協会と連携し手話通訳者派遣や手話奉仕員養成講座の提供を行い、また、平成30年5月から手話通訳者を常設し、令和2年度からインターネットビデオ電話を使用した手話同時通訳でつなぐ電話リレーサービスを開始しました。

今後の目標として、手話通訳者の養成を通じて、人材の確保や手話への理解促進と普及啓発をさらに進めます。

意思疎通支援事業

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
手話通訳者等派遣事業	利用実人数	21人	25人	21人	18人	17人
	利用件数	137件	140件	162件	96件	84件
手話通訳者設置事業	利用件数	27件	40件	37件	23件	15件
手話奉仕員養成講座	入門コース	9人	5人	12人	12人	9人
	基礎コース	0人	0人	3人	6人	7人

⑦安全・安心なまちづくりの推進

本市では、群馬県が令和元年8月に開始したヘルプマーク交付事業を推進し、周囲の人の理解と必要な援助を得やすい社会の実現を目指しています。

第4次計画期間中には、災害時に障がいがあることにより支援が必要な人の安全を確保できるよう、福祉避難所の開設訓練を行い、会場設営や受け入れ手順などを確認しました。

また、藤岡特別支援学校を新たに福祉避難所として指定し、児童生徒などが災害時に慣れた環境への避難ができる体制を整備しました。

3 障がいのある人の状況

(1)調査目的

令和4年3月に策定した第4次藤岡市障害者計画の見直しの時期となり、障がいのある人の日常生活や福祉行政に期待することなどを調査・把握し、計画見直しの基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2)調査対象者

調査の対象者は、市内に居住する身体・知的・精神障害の手帳を取得した人とその保護者、また一般市民および障害福祉サービス事業所を対象に無作為に抽出し、調査を実施しました。

(3)調査方法

アンケート調査票を本人宛に郵送し、インターネットでの回答または郵送した用紙での回答を回収しました。

(4)調査期間

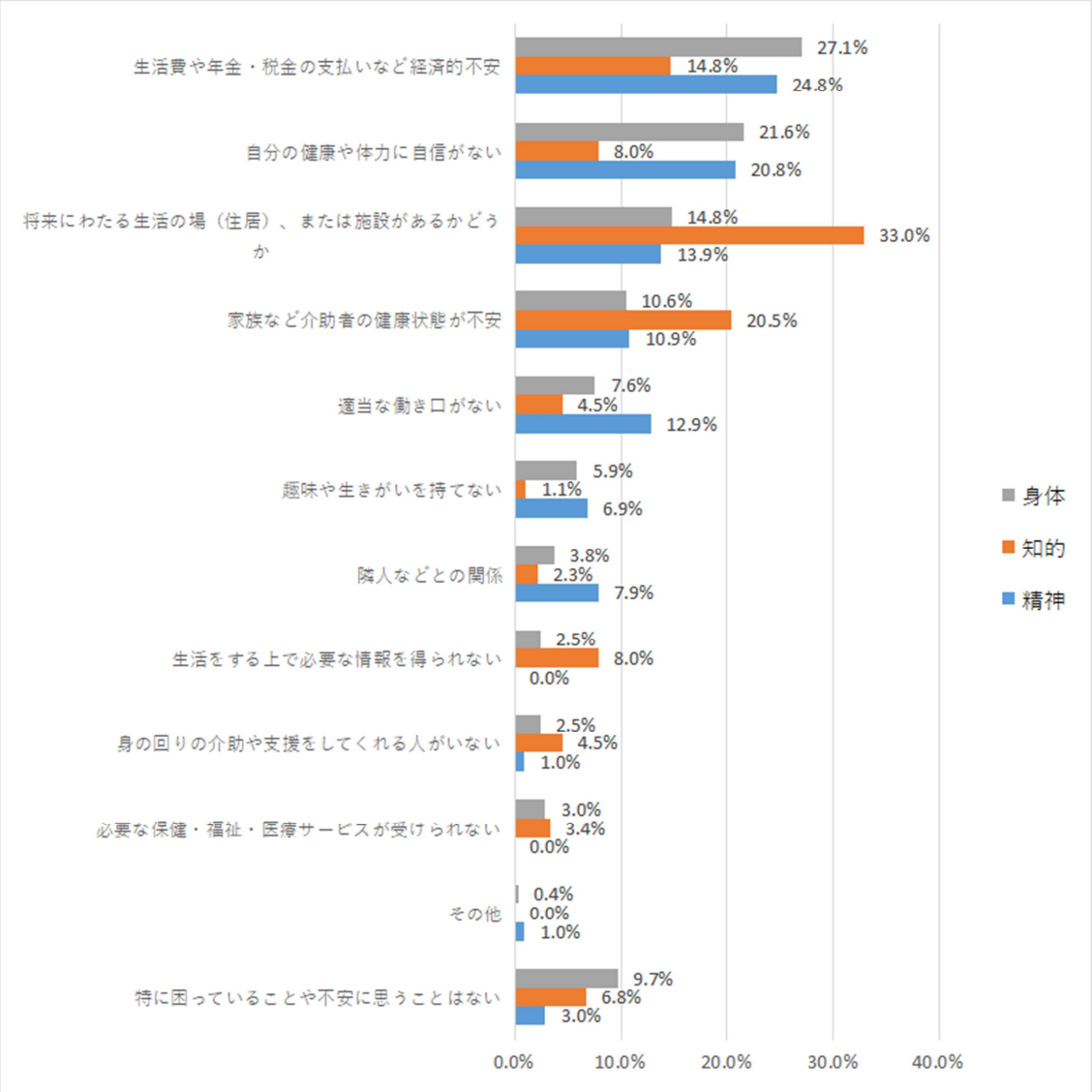
令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

(5)回収結果

調査対象者	調査対象件数（A）	未着数（B）	回答数（C）	回答率（C/A-B）
一般市民	400	1	145	36.3%
障害福祉サービス事業所	50	2	36	75.0%
身体障害	300	2	143	48.0%
知的障害	100	2	52	53.1%
精神障害	150	4	39	26.7%
合計	1000	11	415	42.0%

（6）調査結果

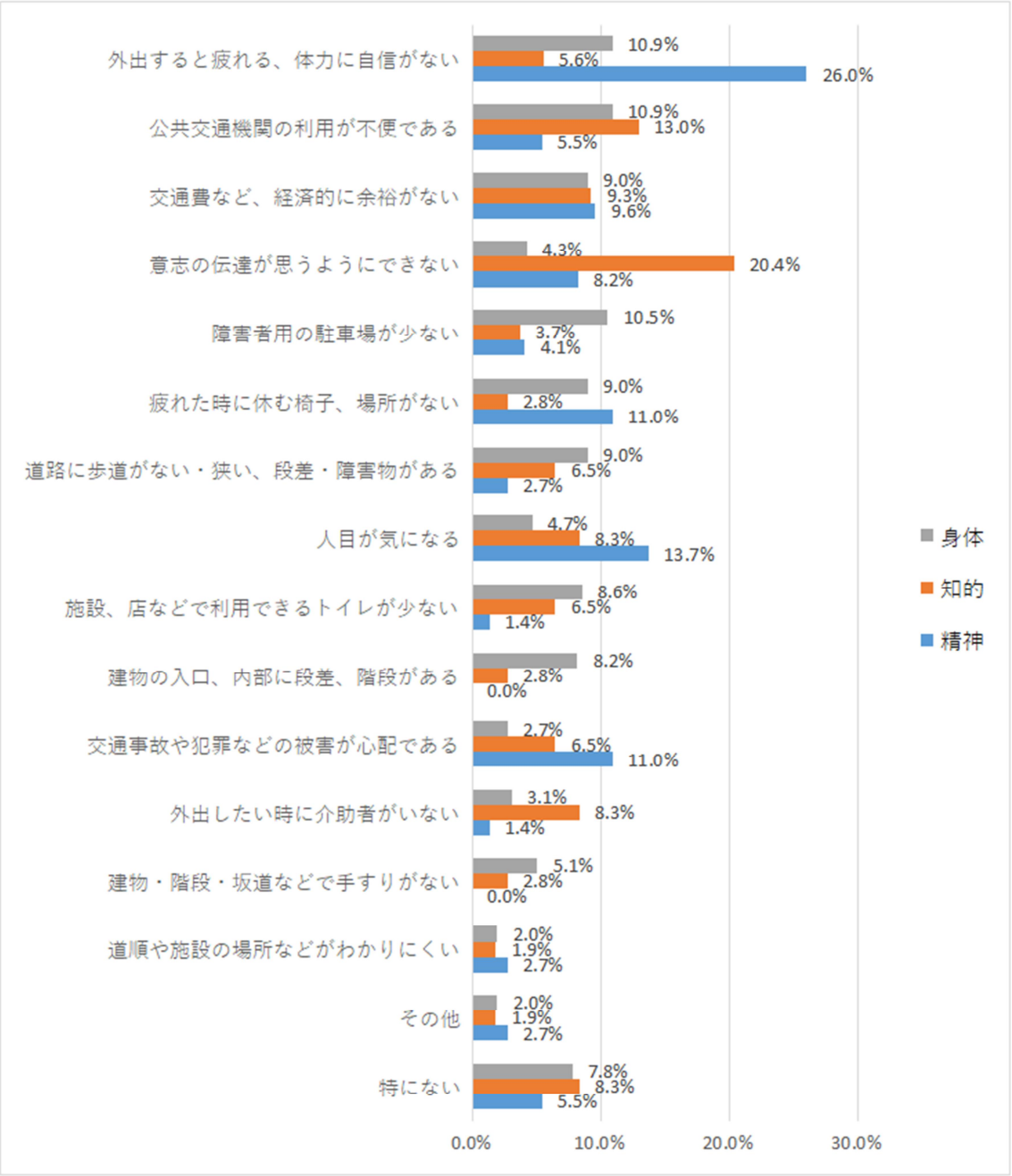
【問】現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。



身体・精神に障がいのある人は、「生活費や年金・税金の支払いなど経済的不安」、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高く、知的に障がいのある人は、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が高くなっており、令和3年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありません。

本市では令和7年度末現在、生活の場として障害福祉サービスを提供する事業者は、障害者支援施設が1か所、グループホームは年々増加し29か所あります。障がいのある人の生活の場の選択肢は広がってきましたが、重度障害のある人の受け入れが可能な障害者支援施設、24時間体制での見守りも行う日中サービス支援型グループホームは限られており、手厚いサポートが必要な人の受け入れができるグループホームの整備について、社会福祉法人や民間事業者に事業の実施を働きかけていく必要があると考えます。

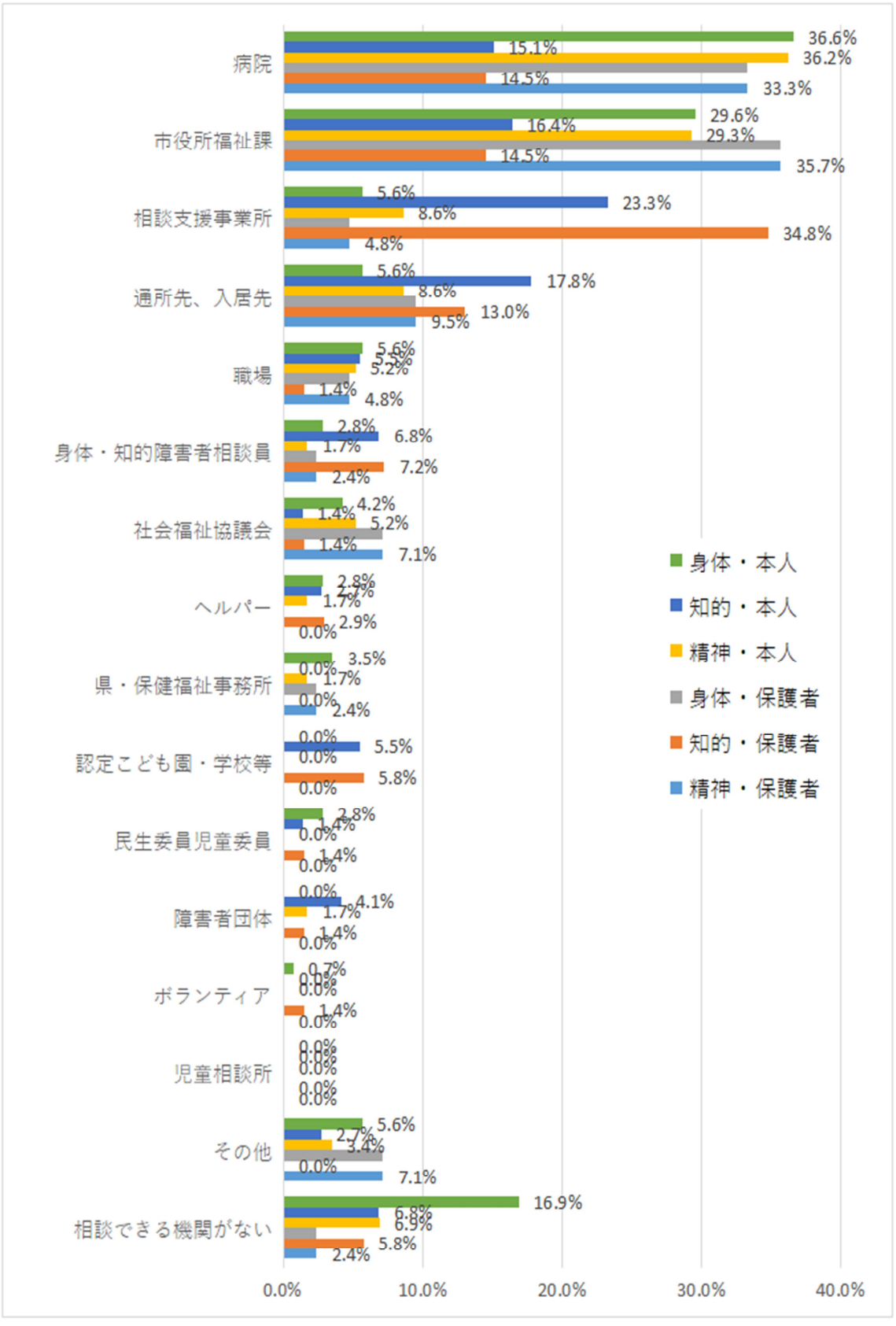
【問】外出で困ること、または外出しにくい理由は何でしょうか。



身体に障がいのある人は、「外出すると疲れる、体力に自信がない」の割合が高く体力的な問題があり、知的に障がいのある人は、「意思の伝達が思うようにできない」「公共交通機関の利用が不便である」の割合が高くなっています。また、精神に障がいのある人は、「外出すると疲れる、体力に自信がない」、「人目が気になる」などが問題となっています。

この結果は、令和3年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありませんが、障がいのある人が外出する際に困らないよう、公共施設のバリアフリー化の推進、重度障害者タクシー料金補助事業の更なる周知、移動支援事業者の確保にも引き続き努める必要があると考えます。

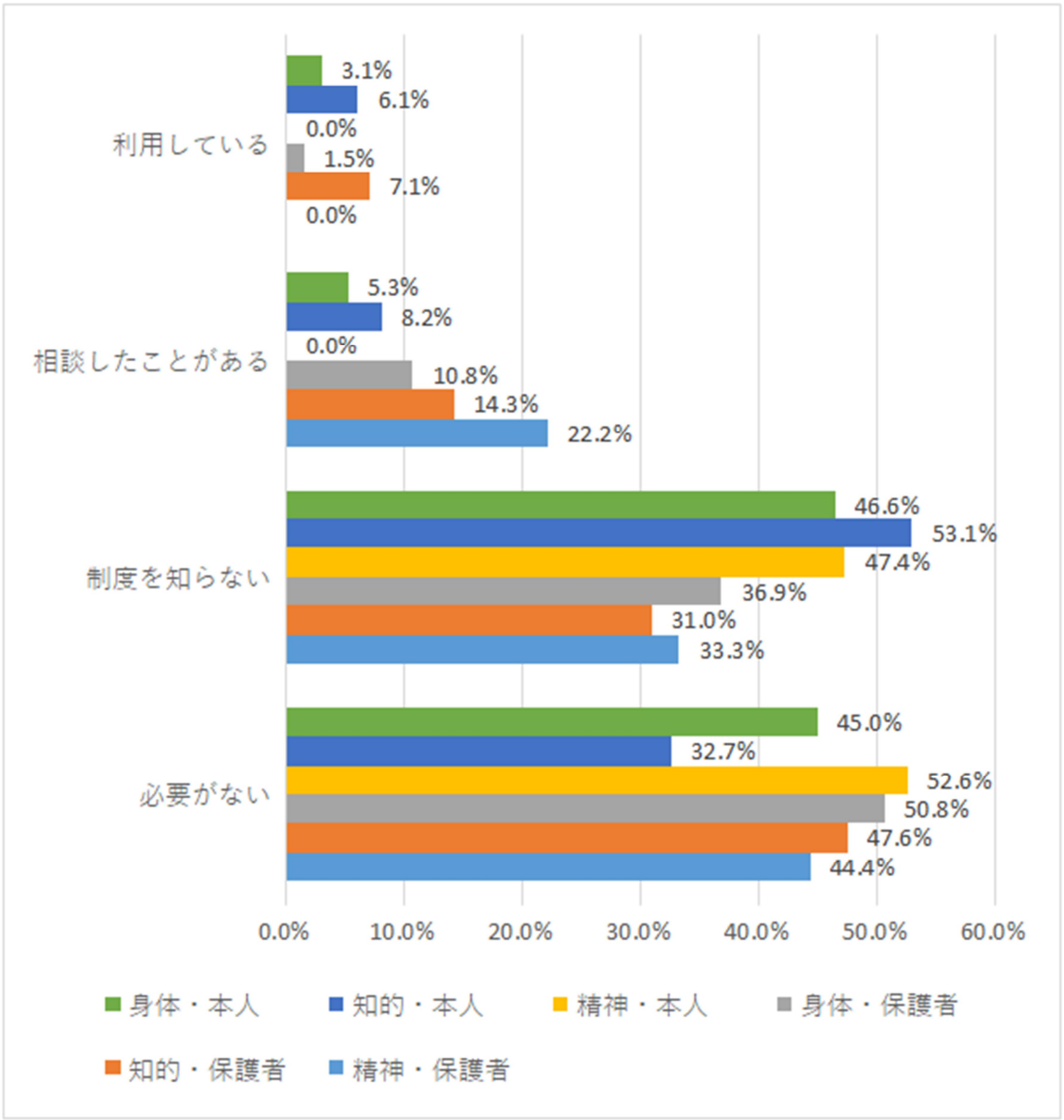
【問】障がいや生活などについて心配ごとや悩みがあった場合、相談する機関などがありますか。



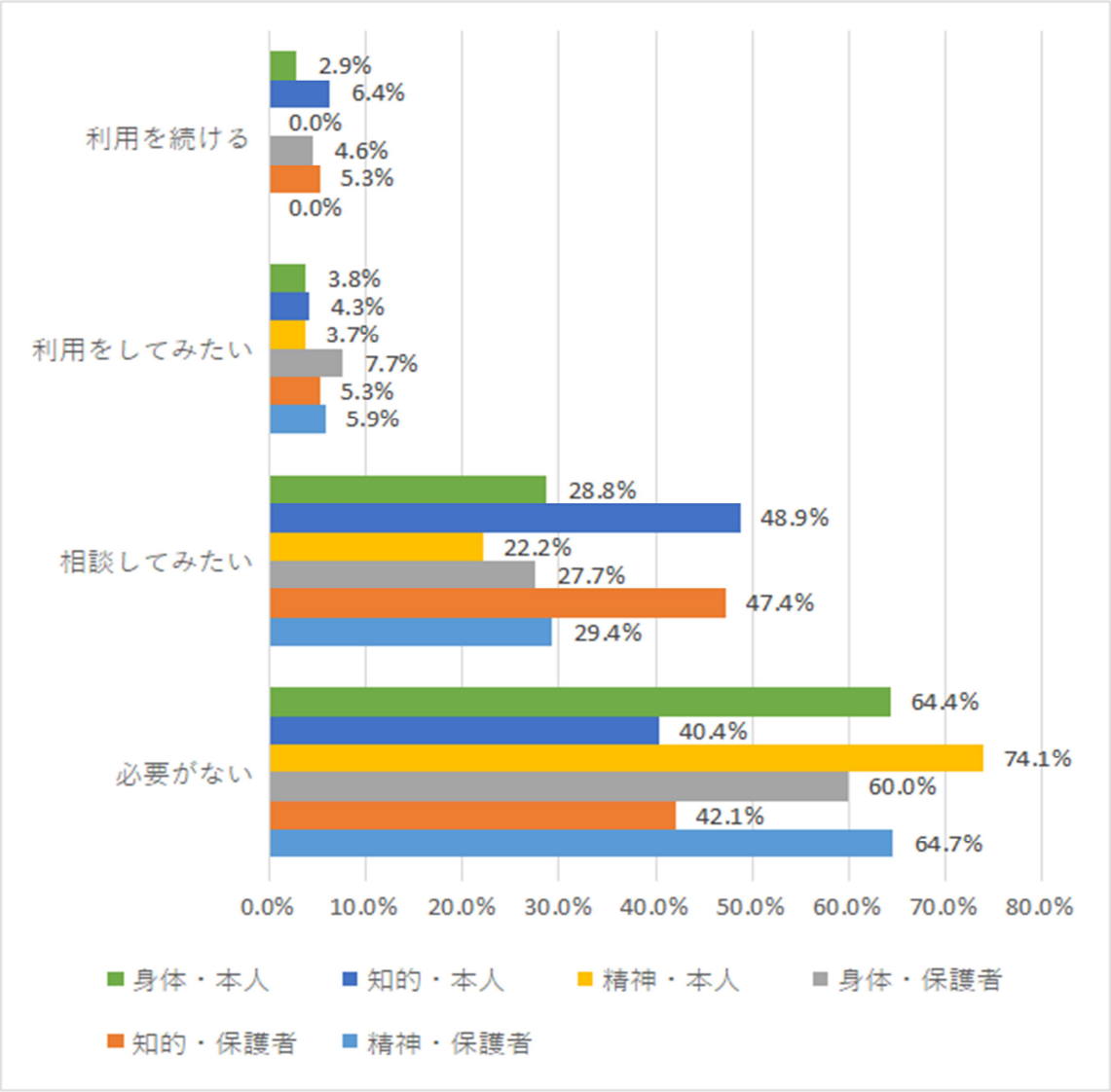
身体に障がいのある人、精神に障がいのある人は「市役所福祉課」、「病院」の割合が高く、知的に障がいのある人は、「市役所福祉課」、「相談支援事業所」、「通所先、入居先」の割合が高くなっています。令和3年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありませんが、障がいのある人それぞれの関わりが深い機関が、情報の提供や相談窓口としての役割を担っているといえます。

一方で、相談できる機関がないとの回答が9．2%となっています。各相談窓口となっている機関の連携はもとより、それら機関の利用促進に資するよう情報周知を行っていくことが必要であると考えます。

【問】成年後見制度の現在の利用についてお聞きします。



【問】成年後見制度の今後の希望についてお聞きします。



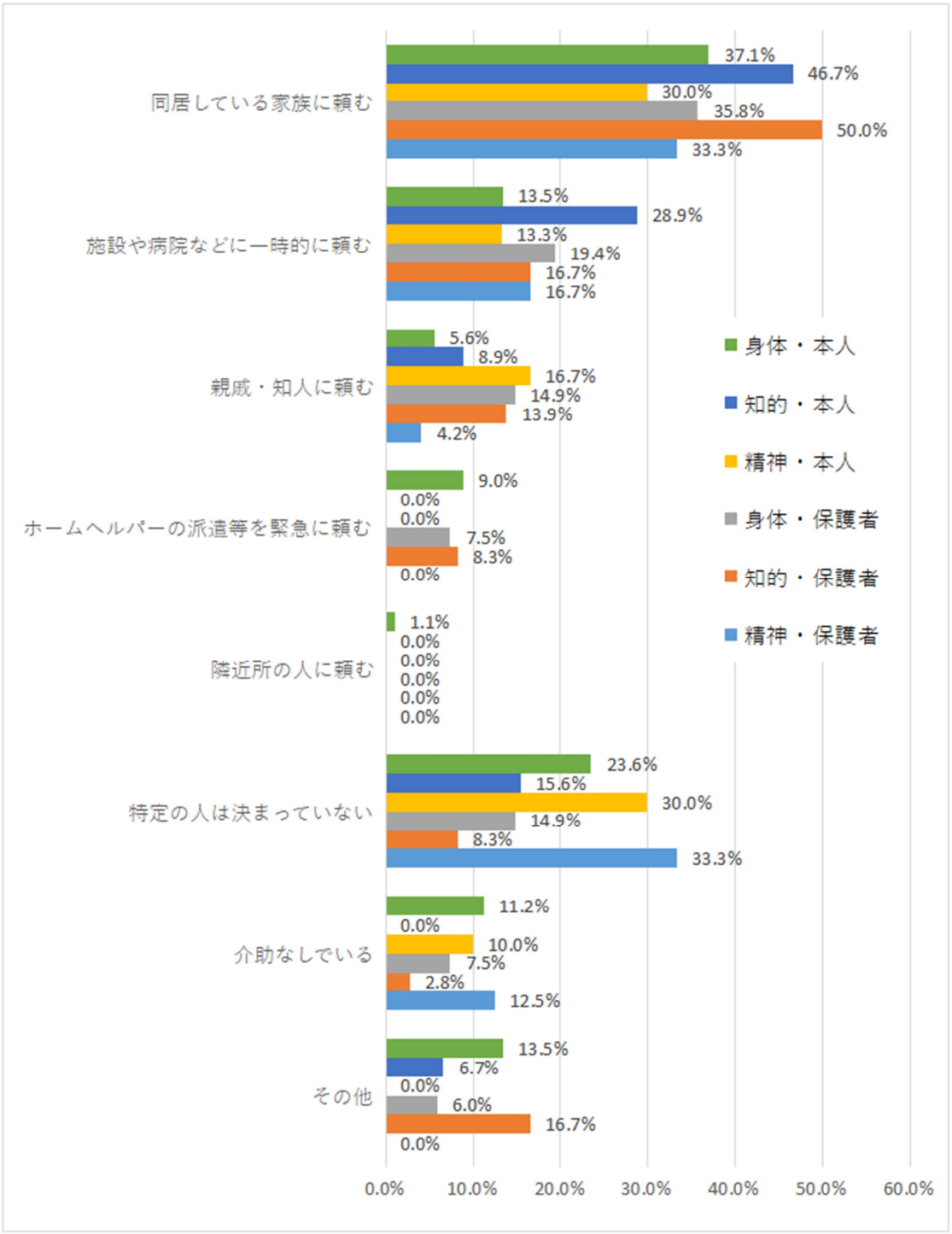
障がいのある人とその保護者で、現在利用や相談したことがある人はごくわずかで、43.1%の人が制度を知らないと回答しています。

一方で今後の希望として、38.6%の人が「利用してみたい」や「相談してみたい」と回答しており、特に知的に障がいのある人とその保護者は「相談してみたい」との回答割合が高く、制度の周知と相談する機会を設けることが必要です。

相談機関として、令和3年4月に藤岡市社会福祉協議会が藤岡成年後見支援センターを設置し、制度の周知に努めてきました。また、令和7年4月からは市から成年後見制度の中核機関を委託し、広報、相談、利用促進、後見人等支援業務などの機能強化をしています。

成年後見制度が改正され、今後、必要なくなったと認められれば制度を終了できるようになるなど大幅な見直しが行われますので、広報活動の新たな展開や出張相談会など、制度理解に向け発信力の更なる強化に努めます。

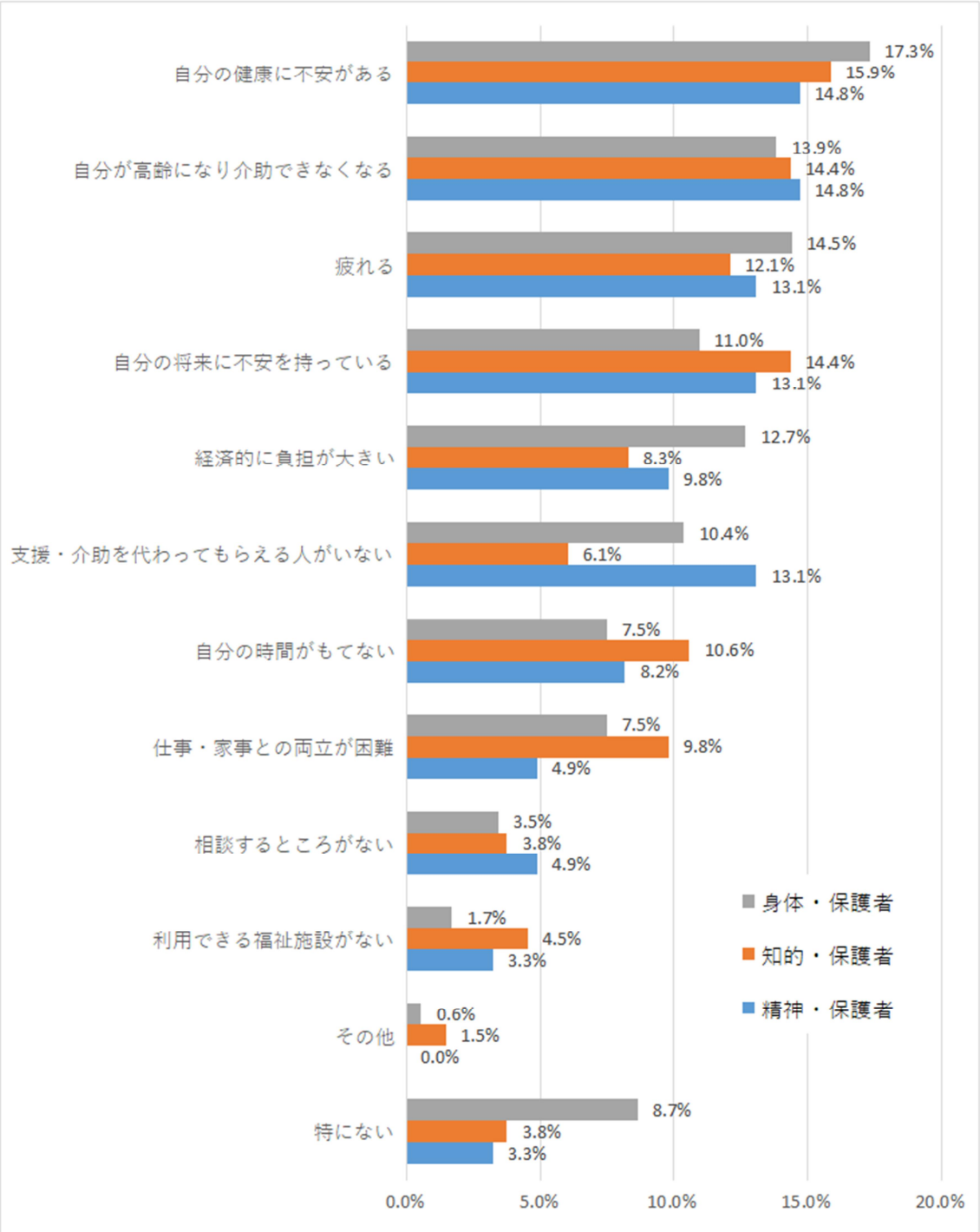
【問】主に支援・介助をしている人が急病、急用、事故などで支援・介助ができなくなった場合、どうしていますか。



「同居している家族に頼む」割合が38.8%と高く、他に高い割合の「施設や病院などに一時的に頼む」と「親戚・知人に頼む」を合わせると67.0%となります。

一方で、「特定の人は決まっていない」が19.9%、「介助なしでいる」が7.6%となっており、緊急時の支援・介助の受け入れ体制や整備を行い、その周知を図ることが必要と考えます。

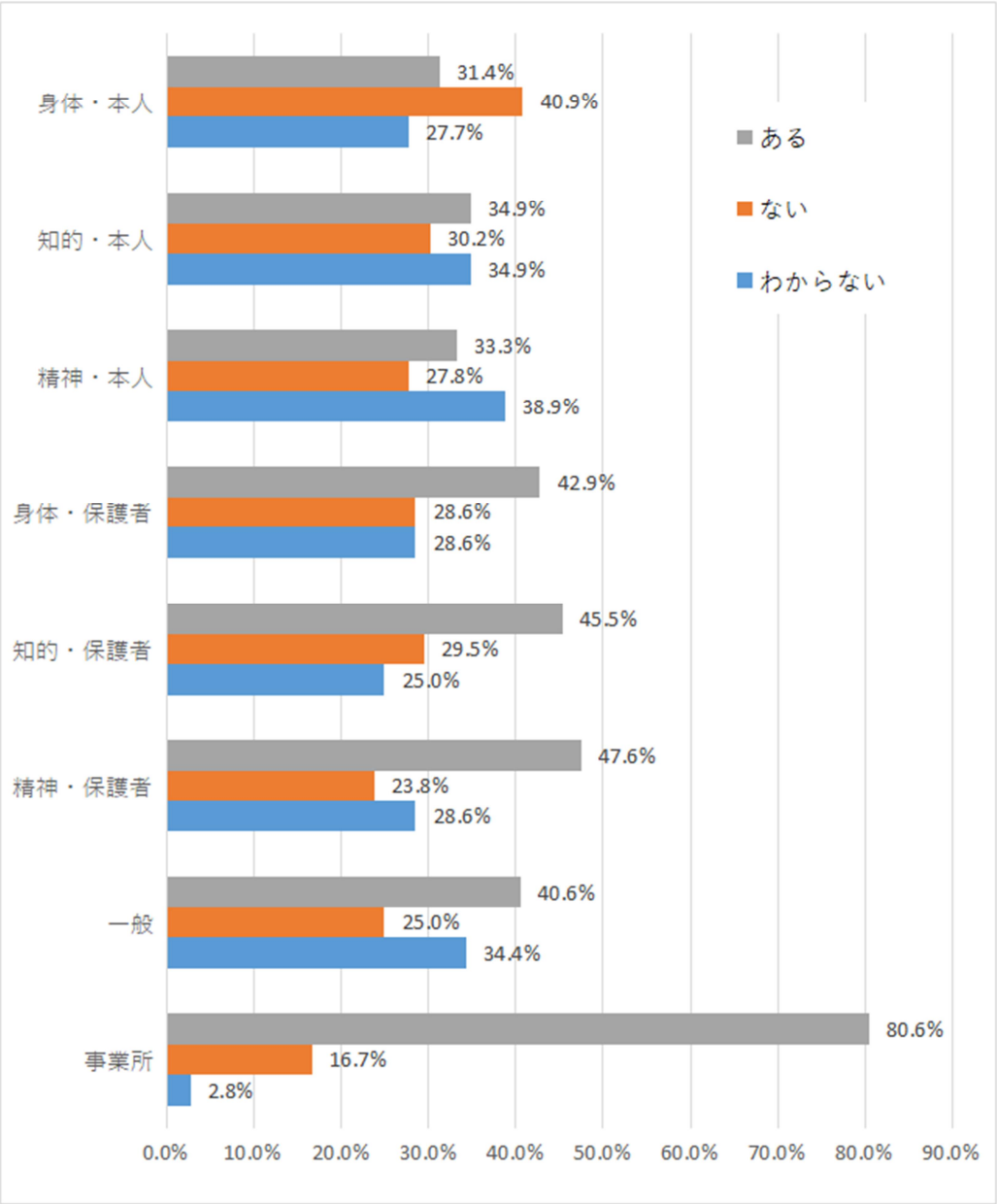
【問】日常の介助の中で悩みや問題点は何ですか。



「自分の健康に不安がある」、「自分が高齢になり介助ができなくなる」など将来や健康に不安を抱えているなどの項目の割合が合わせて56．6%と高くなっています。従前から介護者が高齢になっており、障がいのある人に対する親亡き後の支援をどうするのかということは大きな課題となっています。

本市では、令和3年度から親亡き後を見据えた支援の必要性の高まりに対して、関係機関が協力して障がいのある人やその家族の生活を地域で支える支援体制の実施として、地域生活支援拠点等の運用を開始しました。

【問】あなたは、日常生活や地域で、障がいのある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じることがありますか。

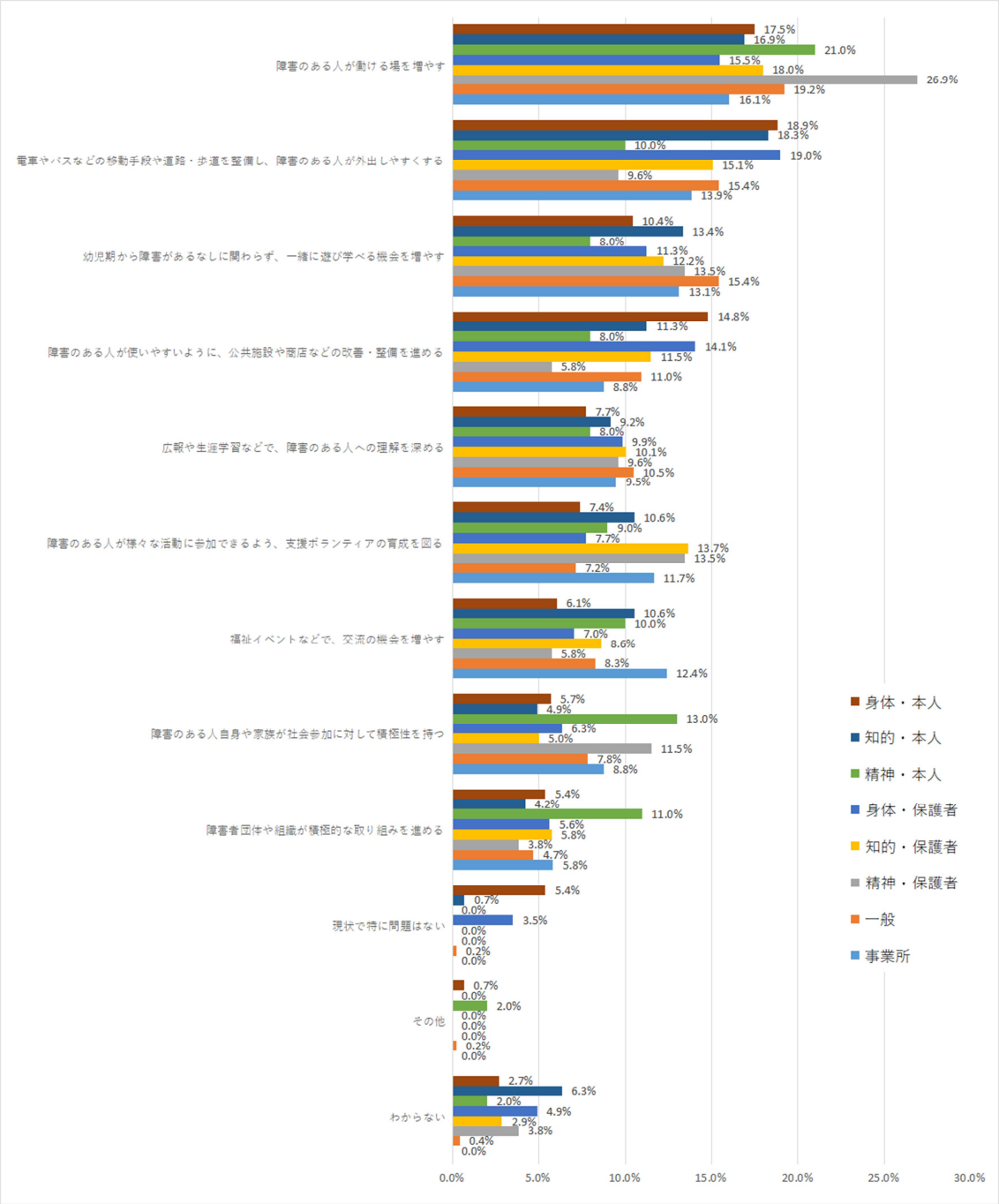


障がいのある人本人が差別・偏見、または配慮のなさを感じる割合は、合わせて32.41%となり、令和3年度の調査結果38.31%から5.90ポイント改善する結果となりました。また、知的に障がいのある人が差別・偏見、または配慮のなさを感じている割合は 、前回63.6%から34.9%と改善しました。

しかし、障害福祉サービスを提供する事業者の障がいのある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じる割合は、改善しながらも80.6%と高水準でありました。

今後も、障害者差別解消法に基づき、障がいに対する理解を深めるための取り組みを実施していく必要があると考えます。

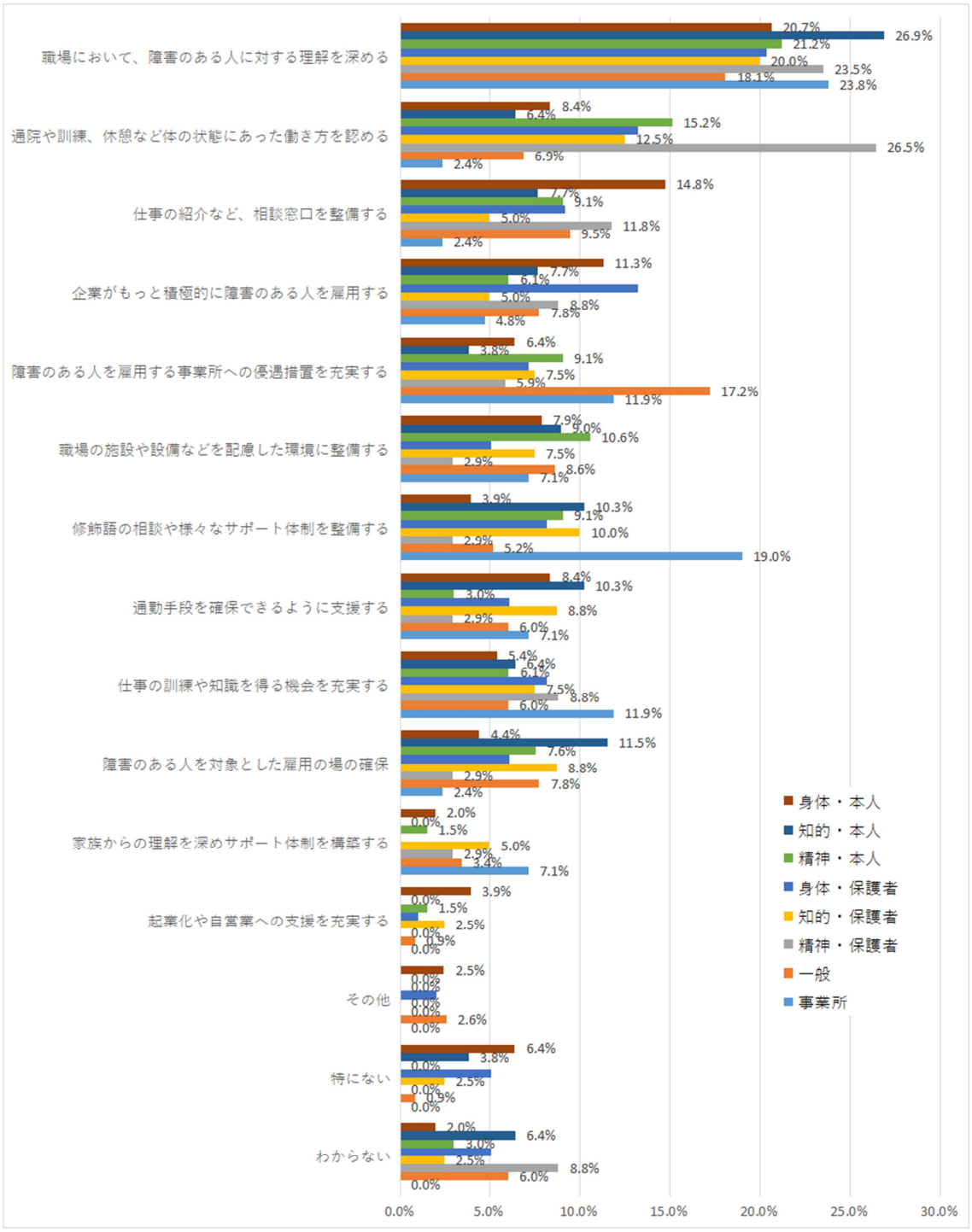
【問】あなた（障がいのある人）が地域や社会に積極的に参加するために、何が必要と考えますか。



どの回答でも多かったのが「障がいのある人が働ける場所を増やす」で、就労することにより地域や社会に参加することを望んでいます。その他、身体に障がいのある人は交通や施設の整備、知的に障がいのある人はさまざまな活動・イベント等での交流機会を増やす、精神に障がいのある人は自身や家族、団体が積極的な取り組みによる交流を望んでいるとの回答が多くなっています。

積極的な社会参加には、障がいのある人への差別や偏見をなくすための理解促進に向けた総合的な取り組みが必要であると考えられます。

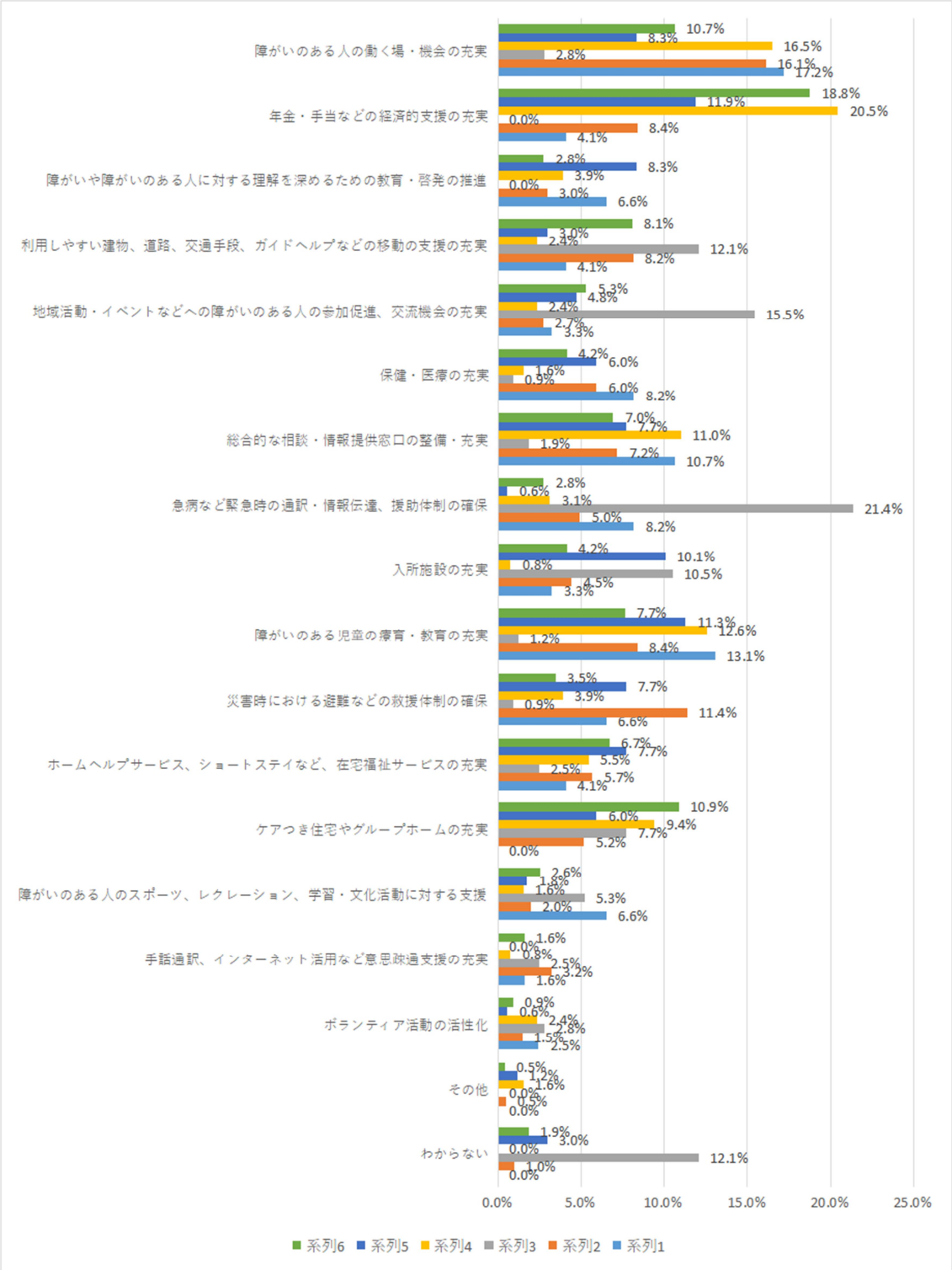
【問】障がいのある人が働くために必要な条件は何ですか。



令和3年度の調査結果と今回の調査結果では、いずれも「職場において、障がいのある人に対する理解を深める」、「通院や訓練、休憩など体の状態にあった働き方を認める」の割合が高くなっています。

また、知的に障がいのある本人および保護者からは、「障がいのある人を対象とした雇用の場」が望まれています。障害者雇用促進法や障害者差別解消法の改正により、障がいのある人の就労意欲は高まっており、今後も障がいに対する理解を深めるための取り組みを実施していく必要があると考えます。

【問】障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が必要と考えますか。

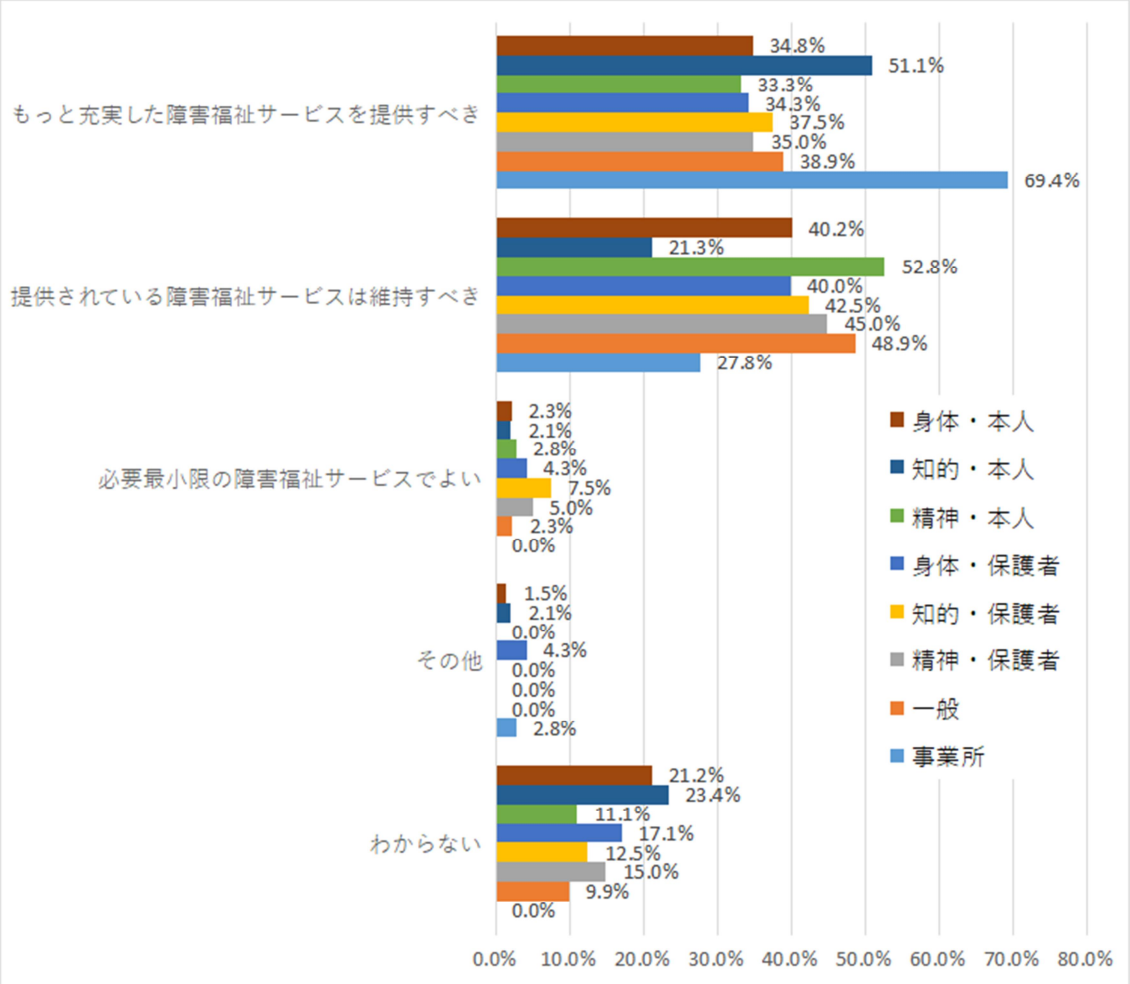


障がいのある人もない人も「障がいのある人の働く場、機会の充実」はともに割合が高い結果となりました。

一方で、障がいのある人は「年金・手当などの経済的支援の充実」の割合が最も高く、一般市民および障害福祉サービス事業者は「障がいのある児童の療育・教育

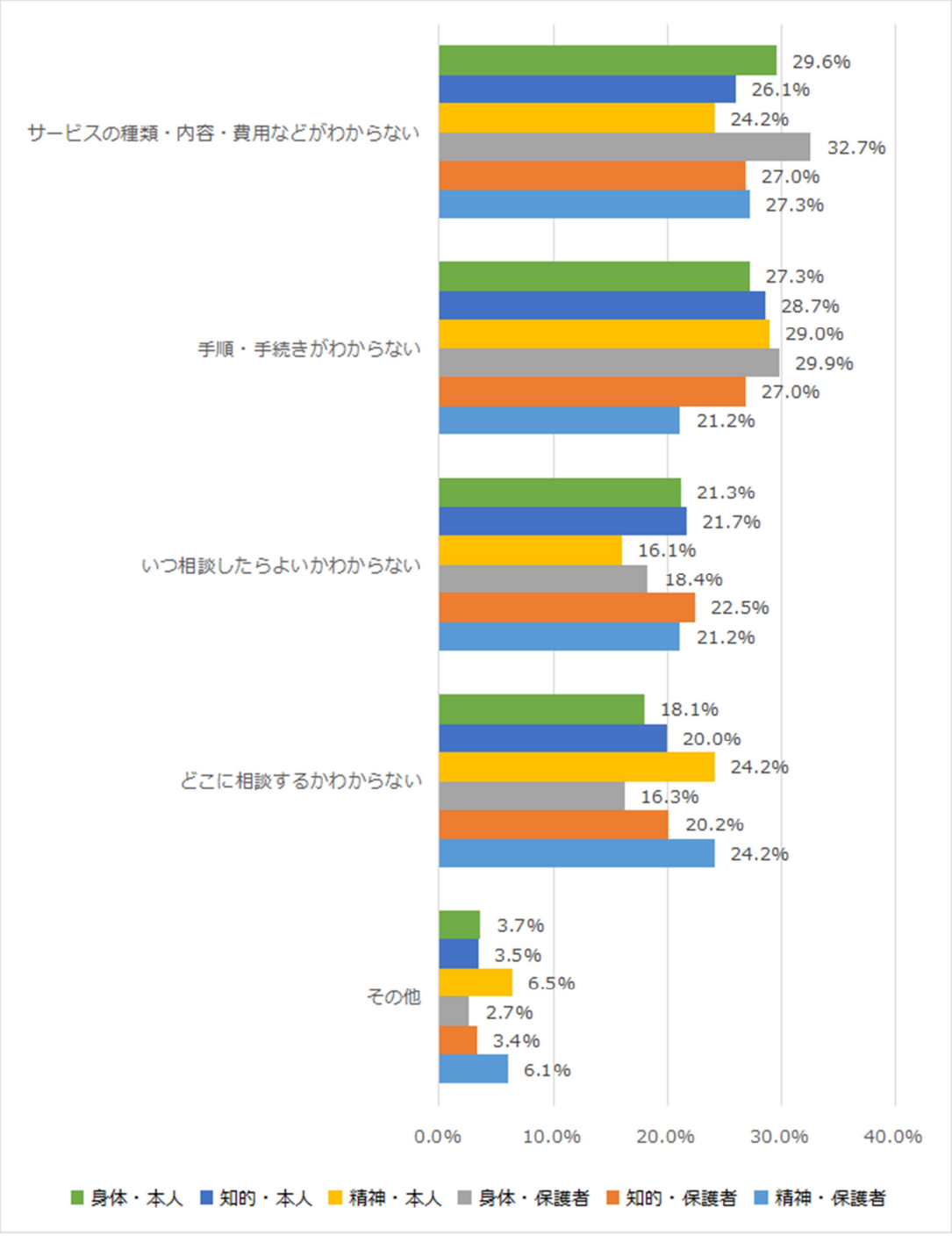
の充実」の割合が高い結果となりました。
　また、さまざまな相談や障害福祉サービス利用への入口として「総合的な相談・情報提供窓口の整備・充実」や近年の豪雨や地震などの災害への備えとして「災害時における避難などの救援体制の確保」の割合も高い結果となりました。
　暮らしやすいまちづくりのためには、就労機会の提供の促進や障害福祉サービスの提供の充実とともに、平常時はもとより災害時の社会生活における安心・安定が必要であると考えます。

【問】障害福祉サービスの需要の拡大に伴い、社会負担の増大が見込まれていますが、今後の障害福祉サービスのあり方についてどのように考えますか。



　サービスの維持と更なる充実が同程度の割合となっており、サービスの充実は知的に障がいのある人とともに特に事業所の回答は69．4%と高く、その他の人はサービスの維持の割合が高くなっています。
　障がいのある人が地域で安全・安心に生活していくためには、障害福祉サービス事業所職員の安定した人員確保を図り、必要な障害福祉サービスを引き続き提供していくことが必要であると考えますので、ハローワークなどの関係機関と連携して人員確保に努めます。

【問】障害福祉サービスから原則65歳以上が対象となる介護保険サービスへの移行や併用についてどんなことが課題や不安に思いますか。



障がいのある人は介護保険サービスの手順・手続きに不安を感じ、保護者は介護保険サービスの種類・内容・費用などに不安を感じているようです。

相談する機関やどの時点で相談するかなど、どの項目にも不安を感じていることから、サービスの移行や併用について、障がい・介護の垣根を越えて関係機関と連携しながら全般的に周知をしていく必要があります。

【問】市で実施している制度･サービスごとの利用についてお聞きします。

サービスの種類	現在の状況			今後の希望		
	利用している	利用したことがある	利用したことがない	利用したい	利用しない	利用の必要がない
施設への入所	11	6	138	36	25	52
グループホームなどへの入居	15	3	136	38	23	57
短期入所（ショートステイ）	4	10	135	36	25	56
施設への通所 （生活介護、就労継続支援など）	46	9	107	50	21	48
地域活動支援センター	7	9	132	25	21	49
日中一時支援 (サービスステーション・登録介護人など)	12	5	131	29	23	56
居宅介護（ヘルパー、通院介助など）	11	7	134	39	20	55
移動支援（外出の介助）	18	7	127	38	20	55
補装具の交付・修理	23	18	112	35	16	55
日常生活用具の給付	16	7	127	48	13	50
住宅改修費の助成	3	1	137	49	14	46
訪問入浴サービス	1	9	145	20	22	68
有料道路通行料の減免	64	13	85	79	12	26
福祉タクシー利用券	8	3	139	65	14	39
ＮＨＫ受信料の減免	35	3	122	77	8	29
自立支援医療	43	2	113	57	12	38
児童発達支援	1	12	118	4	17	73
放課後等デイサービス	8	11	115	5	17	73
保育所等訪問支援事業	0	3	128	5	17	73

4 総合課題

(1)障がいの発生予防対策の充実に向けて

本市においては、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得は増加傾向にあります。

健康は生活の基本であり、生涯にわたって身体的、精神的かつ社会的に良好な状態を維持することはすべての市民の願いです。このため市民一人ひとりの努力とともに、市民の健康保持増進を図り、障がいの発生を予防することが必要です。

中途障がいの発生予防のためには、特定健康診査・特定保健指導・健康教育・健康相談を充実し、障がいの原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防について、正しい知識の普及が必要です。

また、高齢期における骨折等による障がいを予防するための介護予防事業なども重要となってきます。健康に対する自覚を促し、更なる障がいの発生予防対策の充実が求められます。

(2)障がいに対する理解促進に向けて

住み慣れた地域で、障がいのある人が障がいのない人と同じように、生き生きと生活するためには、周囲の人が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する一員として、障がいのある人の人権を尊重することが大切です。

このたび実施した障害者福祉に関するアンケート調査は、障がいのある人、一般市民および障害福祉サービス事業所を対象に実施しましたが、いずれも障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教育・啓発の推進を必要とするといった項目における割合が高く、障がいのある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じているといった項目における割合は改善傾向にありながらも、約4割の水準となっております。

障がいのある人の社会参加や働くために必要な要件として、障がいに対する理解は大きな要素です。すべての市民が、こころの中にある障壁を取り除いていけるよう、障がいに対する理解、啓発活動をさらに推進していく必要があります。

(3)障害福祉サービスの充実に向けて

障がいのある人が地域の中で安心して生活するためには、身近な場所で生活全般に関わる相談や総合的な情報提供が受けられる本市福祉課や相談支援事業所の相談支援体制の充実とともに、医療機関との緊密な連携が必要です。

アンケート調査では、「現在提供されているサービスは維持すべき」と考える割合が高く、持続可能な制度の実施が求められています。障がいのある人

それぞれの実情を把握し、適切なサービス等利用計画を作成することがより良いサービス提供につながり、社会生活の安定や暮らしやすいまちづくりにつながると考えます。引き続き、基幹相談支援センターを軸に障がいのある人の相談窓口の充実を図るとともに、総合的・専門的な相談支援を実施できる環境を整備することが重要です。また、社会福祉法人や民間事業所に事業の実施を働きかけ、障害福祉サービスの充実を図るとともに、既存の制度の周知・活用や人材確保・育成に努め、必要な支援が提供できる体制の確保が必要です。

(4)就労支援の充実に向けて

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」と定められています。アンケート調査では、就労は社会参加や暮らしやすさに対して重要な要件であるとの結果となりました。

現在、障害者雇用促進法の改正により雇用における差別の禁止や合理的配慮の提供が進められており、障がいのある人の就労機会の増加、就労環境の改善が図られています。就労後も障がいの特性や就労環境によって、長期・長時間にわたる就労が困難な場合もあり、障がいの程度や特性に応じた理解の促進や就労を継続するための支援が求められ、障がいのある人が円滑に就労できるよう福祉施策と雇用施策が連携し、障害者雇用の促進に努めることが必要です。また、農業分野における就労継続支援 B 型事業所の参入も進んでおり、今後においても新たな分野での障害者雇用の機会の確保を推進することが求められています。

(5)療育と教育の充実に向けて

障がいのある子どもの能力や特性を最大限に伸ばしていくには、その成長過程における療育と教育の果たす役割は大きく、そのため子どもたち一人ひとりの多種多様な障がい・発達特性に応じた適切な療育と教育を幼児期から一貫して提供していくことが、主体的で自主性のある今後の人生のために必要不可欠な要件です。

本市においては、平成26年4月に特別支援教育の中核的役割を担う特別支援学校の開校、平成30年4月には特別支援学校高等部が設置されたことにより、保護者の負担が軽減されるとともに、障がいのある児童生徒が地域で学び、地域と関わるようになりました。

また療育の面では、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所も増え、生活能力向上のための訓練等や放課後支援が整いつつありますが、障がいのある子どもが将来にわたる自立や社会参加を果たすための支援策として、早期療育と教育の一層の充実が求められています。

（6）災害時における避難支援体制の構築に向けて

本市においては、烏川や神流川、鏑川、鮎川等の一級河川があり、台風等による風水害や土砂災害、また、深谷断層・綾瀬川断層帯をはじめとする断層が存在することから、地震災害も想定されます。

障がいのある人の中には自力で避難することが難しく、避難にあたっては特に支援が必要な人がいます（避難行動要支援者）。このため、災害発生時の避難の遅れにより被害を受けることが懸念されるため、迅速に避難誘導するため平時から情報収集を行うとともに、避難支援体制の整備が必要です。

また、避難所にはさまざまな人が避難することになるため、関係機関で連携し要配慮者スペースを設けることや、障がいのある人の特性に配慮した機能を持った福祉避難所の開設が必要です。

1　基本理念

お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現

第1次障害者計画の「完全参加と平等」、第2次障害者計画の「一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に生きる地域社会の実現」、第3次計画からの「お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現」を引き継ぎ、障がいの有り無しによって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生する社会の実現を目指します。

また、障がいのある人が自分のことを自分で決められるよう、自己選択と自己決定を尊重するとともに、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援し、地域社会の中で安全で安心した生活および自分らしい生き方ができる社会の実現を目指します。

さらに、本計画では障がいのある人が安心して参加し、活躍できる社会の実現につながるものとなるよう、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取り組みとして対応関係を表記し推進していきます。

2　基本目標

（1）お互いの理解の促進、共生社会の実現

障がいの有り無しにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合う社会の実現を目指します。

（2）自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障がいの特性に配慮した当事者本位の総合的支援を行います。

（3）安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策の体系



(1)共生社会の実現

障がいのある人もない人も、ともに生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念の実現のために、日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障がいのある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払う「こころのバリアフリー」が重要です。

障がいについての正しい知識の普及と障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発を充実させ、お互いの理解と認識を深める事業を推進します。

また、障がいのある人が障がいを理由とした差別や権利利益の侵害を受けることのないよう、差別の解消を推進するとともに、虐待の防止に取り組んでいきます。

(2)生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域社会で自立した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた障害福祉サービスの提供や生活を安定・充実させるための支援が必要です。

障がいのある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、障害福祉サービスの充実や地域で暮らしやすい生活環境の充実を図っていきます。また、障害福祉に関わる人材育成のための各種研修や職場定着のための支援についても充実させます。

また、障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制を整備するとともに、発達障害の早期発見により、発達に障がいのある人が早期に、適切な支援を受けられるよう取り組みます。

（3）保健・医療体制の充実

障がいの原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病を早期に発見して適切な治療を行い、障がいの予防や軽減を図ることが大切です。

障がいのある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制を整備し、充実させていきます。

また、疾病の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため専門的なサービスを担う人材を育成し、確保していきます。

（4）雇用の拡大、就労の促進

障がいのある人が職業に就くということは、給与収入による経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現につながります。

障がいのある人がその意欲や適性・能力に応じて就労できるよう、職業能力の向上や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、事業者の障害者雇用に関する理解を深め、一般就労を促進します。

また、福祉的就労の環境整備や充実、工賃向上の取り組みを推進します。

（5）教育・文化芸術・スポーツの充実

障がいのある子ども一人ひとりが、将来、自立し積極的に社会に参加していくため、障がいの特性や程度に応じてそれぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、教育環境の整備や充実、教職員の専門性の向上に努めます。

また、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツ活動に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進にもつながるため、積極的に参加できる環境を整備します。

（6）意思疎通環境の充実

障がいのある人が円滑に、より多くの情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報提供および意思疎通支援を充実させます。

また、情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障がいのある人に対する給付や利用の支援を行います。

（7）安全・安心なまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会において安全に、安心して生活するためには、

障害福祉サービスの充実や人材の育成など、各施策体系に基づきさまざまな事業を展開することに加え、障がいの特性に配慮した防災、防犯、交通安全および障壁のないまちづくりの推進が重要です。

災害発生時に迅速に避難するための避難支援体制を整備するとともに、緊急時に円滑な通報ができる防犯体制や交通安全の取り組みを推進します。

また、安全・安心な日常生活を送り、外出時に不便を感じないよう、障壁のないまちづくりや、障がいのある人が利用しやすいバス等の交通・移動手段の確保を図ります。

4 SDGs に対応した取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際社会全体の目標です。

「誰一人取り残さない」社会を実現するため、地方自治体においても達成に向けた取り組みが求められています。本計画と分野別計画の関係は下図のとおりです。

第5次藤岡市障害者計画	SDGs	
共生社会の実現	人や国の不平等をなくそう	
	平和と公正をすべての人に	
生活支援サービスの充実	すべての人に健康と福祉を	
保健・医療体制の充実	すべての人に健康と福祉を	
雇用の拡大、就労の促進	働きがいも経済成長も	
教育・文化芸術・スポーツの充実	すべての人に健康と福祉を	
	質の高い教育をみんなに	
意思疎通環境の充実	すべての人に健康と福祉を	
安全・安心なまちづくりの推進	住み続けられるまちづくりを	





1　共生社会の実現

(1)理解の促進

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいの有り無しにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、ともに支え合うことが必要です。

日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障がいのある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払う「こころのバリアフリー」の考え方を広め、ボランティア活動の推進によりお互いの理解と認識を深めることが重要です。

施策の方針

①障がいのある人への理解を促進するための情報提供

広報誌やホームページ等を利用して、障がいのある人への理解を促進するための情報提供に努めます。

また、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教室や講演会などのイベントを開催し、理解の促進に努めます。

②障害者週間等での広報・啓発活動の推進

障害者週間（12月3日から9日）や知的障害者福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10月）、発達障害啓発週間（4月2日から8日）等の期間における広報・啓発活動を推進し、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

③各種障害者団体への協力

障がいのある人やその支援者が運営する各種障害者団体の活動に協力します。

（2）差別の解消

現状と課題

平成25年6月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とした差別や偏見による不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。本市においても、国の基本方針等に基づき、障がいを理由とした差別を解消するための取り組みを進めていく必要があります。

施策の方針

①障がいのある人への差別的取り扱いの禁止

障害者差別解消法および国の基本方針に基づき、市の事務・事業を行うにあたり、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮により社会的障壁を解消します。

また、差別を解消するための支援措置（紛争解決・相談体制）についても、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

②障がいのある人への差別解消に向けた啓発

広報誌やホームページ、講演会および研修などの啓発活動により、障がいのある人への差別解消に向けた意識を醸成します。

（3）権利擁護、虐待の防止

現状と課題

障がいのある人の中には、十分な自己決定や意思表示が難しい場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受けるおそれがあるため、人権擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。

また、障がいのある人への虐待を防止するため、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。虐待は、障がいのある人の尊厳をおびやかし、自立生活と社会参加を妨げる行為です。障がいのある人が安心して生活できるよう、虐待の未然防止や早期発見の取り組みを推進しなければなりません。

施策の方針

①成年後見制度の普及啓発と利用の促進

障がい等によって、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守るための制度である成年後見制度の普及啓発を行い、地域において安心して生活が送れるよう制度の周知と利用の促進に努めます。

②障害者虐待防止センターの機能の充実

障がいのある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護や相談を行うため、障害者虐待防止法に基づき設置する藤岡市障害者虐待防止センターの周知を図るとともに、関係機関と連携し、その機能を十分に発揮できるよう努めます。



2 生活支援サービスの充実

(1)総合的な相談支援体制の整備

現状と課題

障がいのある人が地域の中で安心して生活するためには、総合的な情報提供や障がいの特性に応じて相談しやすい機関の整備・充実が必要です。

また、自らの意向に基づいた障害福祉サービスが受けられるよう、自己選択と自己決定の尊重、意思決定の支援、障がいの特性に配慮した当事者本位の総合的支援が重要であり、各種相談機関の支援体制の充実が必要です。

施策の方針

①障害者相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、利用しやすく、身近な場所で生活全般に関わる事項について相談できる本市福祉課や相談支援事業所、また、総合的な相談や専門的な相談の窓口となり、市内の他の相談支援事業所への研修や助言を行う基幹相談支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。

②各種専門的相談機関との連携

障がいのある人の専門的な相談に対しては、基幹相談支援センターを軸として、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センターおよび児童相談所等と連携し、相談に対応できる体制づくりに努めます。

③自立支援協議会の運営

地域における総合的な支援体制の充実に向けた協議や課題検討を行うとともに、障がいのある人への相談体制の充実や地域移行・就労支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

(2)障害福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人の日常生活を支援するためには、さまざまな個別の状況に応えられるよう、障害福祉サービスを提供する基盤を整備し、充実させることが必要です。居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスの質や量を向上させるとともに、日常生活の訓練をする場や社会参加の機会拡大を図る必要があります。

また、補装具の購入に要する費用の給付や日常生活用具の給付・貸与により日常生活の利便性を向上させることも必要です。

施策の方針

①訪問系サービスの支給

在宅生活を送るうえで支援を必要とする障がいのある人に、身体介護や家事援助等の居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援といったサービスに関する情報提供を行うとともに、迅速な支給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス供給基盤の確保に努めます。

②日中活動系サービスの支給

障がいのある人の身体機能や障がいの特性に応じた日中活動の場が選択できるよう、生活介護や短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援といったサービスに関する情報提供を行うとともに、迅速な支給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス提供基盤の確保とともに、就労選択支援事業所の確保に努めます。

③居住系サービスの支給

在宅での生活が困難な障がいのある人に、住み慣れた地域での共同生活を行う場であり、社会生活能力を高める訓練の場であるグループホームに関する情報提供を行います。

また、昼夜継続的な支援を必要とする障がいのある人に対応できるような日中サービス支援型などのグループホームを提供できる事業者の参入促進など、サービス提供基盤の確保に努めます。

④補装具費の支給

身体障害によって失われた機能を補完するために、障がいの程度や障がいのある部位やその程度にあった補装具が利用できるよう、医療機関、心身障害者福祉センターなどの関係機関と連携するとともに、補装具費支給制度の周知を図ります。

⑤自立支援医療の給付

(ア)更生医療

身体に障がいのある人に対し、その障がいを除去・軽減する手術等によって確実に効果が期待できる治療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知、運用を行います。

(イ)育成医療

身体に障がいのある子どもまたはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子どもに対し、確実に効果が期待できる治療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知、運用を行います。

(ウ)精神通院医療

精神疾患の通院医療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知を行い、利用促進に努めます。

⑥地域生活支援事業の充実

(ア)理解促進研修・啓発事業

障がいのある人または子どもが日常生活および社会生活を営むうえでのさまざまな障壁を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修および啓発を通じて地域社会への働きかけを強化する

ことにより、共生社会の実現を促進します。

（イ）自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族および地域住民等による地域における自発的な取り組みである災害対策やボランティア活動等を支援し、共生社会を推進するよう事業の実施を図ります。

（ウ）相談支援事業

障がいのある人、その保護者またはその介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう事業の充実を図ります。

（エ）成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない知的に障がいのある人や精神に障がいのある人等のうち、配偶者や4親等内に親族がいない人等に対して、成年後見制度の利用について支援を行い、人権や財産に対して不利益を受けることなく、地域において安心して生活が送れるよう、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

（オ）意思疎通支援事業

聴覚・視覚等に障がいのある人の日常生活や社会生活における意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣および代読や代筆など、聴覚・視覚等に障がいのある人のコミュニケーションのための環境の充実を進めます。

（カ）日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の利便性を高めるために、障がいの程度や種別にあった日常生活用具が利用できるよう、給付品目の拡大および給付基準が障がいのある人の生活の実態に即したものとなるよう制度の充実に努めます。

（キ）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚に障がいのある人の日常生活

および社会生活の意思疎通を図ることができるよう努めます。

（ク）移動支援事業

社会生活上必要不可欠な移動や余暇活動等の外出については、障がいのある人のニーズや障がいの特性に応じた柔軟な対応ができるよう制度の充実を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

（ケ）地域活動支援センター事業

日中活動の場のひとつとして、障がいのある人の能力や特性に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流を図り、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、センター機能の維持、強化に努めます。

（コ）福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等により住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で、居室その他の設備が利用できる福祉ホーム事業を今後も継続し、地域生活を支援します。

（サ）訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体に障がいのある人に対し、入浴車を派遣して入浴の機会を提供するサービスであり、心身機能の維持向上や介護者の負担の軽減が図れることから、今後も継続して実施できるよう、サービス提供基盤の確保に努めます。

（シ）日中一時支援事業

日中において監護する人がいない障がいのある人や障がいのある子どもを一時的に預かり、見守り等を行う他、家族の就労支援や一時的な休息を図るサービスであることから、今後も継続して実施します。

また、制度の周知と利用促進を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

（ス）自動車改造費補助事業

身体に障がいのある人の就労や社会参加を促進するため、障がいのある人自らが所有し、運転するための自動車を改造する場合、その改造費の一部を助成する事業であることから、今後も継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

（セ）更生訓練費支給事業

施設に入所しており、社会復帰を目指す就労移行支援事業または自立訓練事業を利用する障がいのある人に対して、訓練や通所に係る経費の一部を更生訓練費として支給します。障がいのある人の社会復帰の促進を支援する更生訓練費支給事業を今後も継続して実施します。

また、この事業を必要とする人の把握に努めるとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

⑦その他事業

（ア）重度障害者タクシー利用料金補助事業

重度障害のある人が外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用した場合、その料金の一部を補助します。重度障害のある人の外出時の経費負担の軽減を図ることは社会参加の促進につながることから、今後も継続するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

（イ）じん臓機能障害者等通院交通費補助事業

じん臓または小腸の機能に障がいのある人に対し、障がいに基づく症状を軽減または除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。交通費の一部負担軽減により通院継続へつながることから、今後も継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

（ウ）重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業

下肢、体幹、視覚または上肢に重度障害のある人や、障がいのある人と世帯を同一にする人に対し、日常生活の安定を図るため、住宅設備を障がいのある人に適するように改造する費用の一部を補助します。今後も継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

（エ）要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

経管栄養、吸引、吸入その他の医療的ケアの必要な重度の身体に障がいまたは重度の知的に障がいがあり、在宅で介護されている人に対し、在宅介護をする家族の精神的および経済的負担の軽減を図るため、長時間の訪問看護を実施する事業です。この事業を必要とする人の把握に努めるとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

（オ）地域生活支援拠点等事業

障がいのある人の高齢化、重度化および親亡き後を見据え、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供するため、地域支援のための拠点等の整備および地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備を推進することで、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備を図る事業です。

今後も制度の周知と充実が図られるよう、市内事業所の連携強化、協力事業者の確保に努めます。

（3）生活の安定と充実のための施策の推進

現状と課題

障がいのある人が地域で安定した生活をするためには、継続的な治療が伴う人や重度障害のある人に対して、その障がいのために必要となる経済的な負担の軽減として各種手当を支給する必要があります。

これらの制度を必要としている人へ周知を図り、各種制度を適切に運用しています。

施策の方針

①各種福祉手当の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当等の各種福祉手当の適切な支給に努めるとともに、受給資格者に対して不利益が生じないよう、申請手続きに関する情報提供に努めます。

②障害者手帳取得による優遇措置等の利用促進

障害者手帳取得により受けることができる所得税、市県民税、自動車税などの税の軽減制度やその他公共サービス事業者が実施するサービスについて、手帳交付時の他、広報誌やホームページなどにより適切に制度の周知を行うとともに、申請手続きを促します。

③心身障害者扶養共済制度の加入促進

障がいのある人を扶養している保護者が、死亡または重度障害となったときに、障がいのある人の生活安定を図るため定額の年金が支給される制度で、手帳交付時の他、広報誌やホームページなどにより適切に制度の周知を行います。

④公費負担医療制度の周知と利用促進

医療関係機関との連携により、障害者総合支援法に基づく、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の公費負担医療制度の周知を図るとともに、制度の運用を継続します。

⑤福祉医療制度の周知

障がいのある人の健康管理の向上と福祉の増進を図るため、医療給付に係る自己負担額を助成する福祉医療制度については、適切に制度の周知を行うとともに、申請手続きを促し、障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

（4）精神に障がいのある人の地域移行の推進

現状と課題

精神科病院に入院中で、居住先や地域での支援が整えば退院が可能な精神に障がいのある人に対して、地域での支援体制を充実させたうえで、本人の意向を尊重し、地域で生活できるよう支援していく必要があります。

施策の方針

①精神障害者地域移行支援事業の推進

退院可能な精神に障がいのある人に対し、本人の意向を尊重したうえで、グループホームなどを利用し、地域生活への移行を推進します。

②地域の精神保健体制の充実

精神に障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育機関等が連携を取り合い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備に向けて自立支援協議会を中心として調査研究を進め、地域の精神保健体制の充実に努めます。

（5）障がいのある子どもへの療育支援

現状と課題

身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するためには、保健・医療・福祉・教育機関等の連携を一層強化し、障がいのある子どもおよびその保護者に対する一貫した療育の総合的支援体制の整備・充実を図ることが

必要です。

また、障がいのある子どもの幼稚園、保育園および認定こども園（以下「保育所等」という。）での受け入れや保護者の悩みや不安に寄り添える相談支援の充実が求められています。

各種相談支援体制の充実や児童発達支援および放課後等デイサービスの推進、保育所等への訪問支援による療育支援体制の充実が必要です。

施策の方針

①地域療育相談事業の充実

保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、親子通園（集団親子指導）、コンサルテ―ション（保育所等への専門的技術支援）、個別相談等の事業を通じて、主に乳幼児期の障がいのある子どもに対する総合的な療育体制の推進に努めます。

②障害児通所支援の充実

障がいのある子どもが日常生活の基本動作や知識・技能の習得、集団への適応訓練を受けるための児童発達支援や放課後等デイサービスの通所によるサービスの充実を推進します。

③教育活動の推進

自立し、社会参加する資質や能力を育てるために、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流および共同学習を教育活動全体に位置付け、計画的かつ継続的に推進します。

（6）発達に障がいのある人への支援

現状と課題

発達障害については、早期発見、早期支援が特に重要とされています。家族や保健・福祉・教育の関係者が早い段階から本人の特性を理解し、適切な対応や支援を行うことが、二次的な問題である不登校やひきこもりの予防につながり、学校、職場等の社会生活における適応力が向上し、その能力を十分に発揮させることが期待されます。

早期療育の支援として、令和4年度に児童発達支援センターが開設されました。今後はセンターが中心となって、児童発達支援における市内関係機関

との緊密な連携を推進します。
　また、発達に障がいのある人が、身近な地域でライフステージに合わせた支援を受けられるよう、群馬県の機関である発達障害者支援センターなど関係機関との連携体制を検討していくとともに、発達障害についての正しい知識の普及啓発を推進します。

施策の方針

①発達障害についての理解促進

　発達障害の特性や社会における支援の重要性の理解を促進するため、普及啓発を行います。

②群馬県発達障害者支援センターとの連携

　発達に障がいのある人への支援を行う群馬県の機関であることから、支援についての協力・連携を検討していきます。

③家族支援の充実

　発達に障がいのある子どもの保護者に発達障害について理解を促し、障がいの特性に合った関わり方や子育ての悩みなど、不安の解消を図るための保護者支援（ペアレントサポート）の充実に努めます。

④子ども発達相談事業の充実

　発達が気になる子どもに対する障がいの理解や適切な関わり方、また、家庭教育について個別相談や訪問などを行い、子どもの発達相談の充実に努めます。

⑤教育環境の整備

　学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）などの児童生徒を対象とする特別支援教育支援員の配置による支援や教材・備品等を充実させ、教育環境の向上に努めます。



3 保健・医療体制の充実

(1)保健事業の充実

現状と課題

新生児期に見られる障がいのうち、先天性の疾患に関しては、早期発見が重要です。この時期に発生する障がいで、妊娠中や分娩時の異常に起因するものに対しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるような周産期医療体制の充実が必要となります。さらに乳幼児期における病気や不慮の事故によって起こる障がいを未然に防ぐためには、市民や関係者への知識の普及啓発が大切です。

また、中途障害においては脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病が障がいに起因していると考えられるため、その予防のため健康づくりを一層推進していく必要があるとともに、新型コロナウイルス等の感染症予防対策については、障がいのある人への徹底が困難な場合もあり、対応に工夫が必要とされています。

施策の方針

①障がいの発生予防・早期発見施策の推進

妊産婦の健康診査や保健指導を行うとともに、乳幼児に対する各種健康診査や相談指導を通じた障がいの早期発見・早期対応により、障害発生の予防を図ります

②中途障害の発生予防施策の推進

成長・人生の途中で病気や事故などの後天的な原因による障がいの発生予防のため、特定健康診査・特定保健指導・健康教育・健康相談の充実により、生活習慣の改善を促し、障がいの原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防について、正しい知識の普及に努めます。

③高齢期障害の発生予防・早期発見施策の推進

高齢期における骨折等による障がいの発生予防のため、筋力トレーニングなどの介護予防事業に取り組みます。

また、健康に対する自覚を促すとともに、各種健康診査の充実を図り、

障がいの原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病の早期発見に努めます。

④感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症等の重症化する恐れのある感染症に対し、保健・医療・福祉など各機関が連携を図り、感染症の蔓延防止につながるよう、必要な支援の実施を検討します。

（2）医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりなどにならないよう地域で適切なリハビリテ―ションが提供されることが必要であり、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテ―ションを推進していく必要があります。

施策の方針

①医療機関との連携

障がいのある人が、障がいの種類・程度に応じて適切な医療を受けることができるよう医療機関との連携を図るとともに、利用しやすい医療施設・医療設備の改善と障がいのある人への配慮ある対応について、さまざまな機会を通して医療機関との協力関係を築いていくよう努めます。

②リハビリテーションの充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るうえで必要な機能を維持、回復させるため、個々の障がいの状況やニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう、保健・医療関係機関との連携により提供体制の整備に努めます。

③リハビリテーション機関との連携

障がいのある人が、個々の障がいの状況やライフステージに応じたリハビリテーションに取り組めるよう、医学的リハビリテーションの他、老人保健事業や介護保険の地域支援事業と連携し、転倒予防等のリハビリテーション機会を確保します。

（3）精神保健・医療体制の充実

現状と課題

社会生活環境の変化によるストレス等から、こころの健康を損なう人が増えており、うつ病をはじめとした精神疾患は年々増加しています。

精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることを認識するため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発が大切であり、早期の気づきから早期相談・早期受診・早期治療ができるよう相談指導や治療を受けられる体制づくりが重要です。

地域で精神に障がいのある人が安心して暮らすためには、精神科専門医と連携できる体制を整え、精神科の外来医療や救急医療の更なる充実が必要です。さらに、心神喪失状態等により重大な他害行為を行った人に対する継続的で適切な医療の確保も求められており、病状の改善により社会復帰を促進する必要があります。

また、高次脳機能障害のある人への支援として、日常生活や社会復帰に向けた支援および医療的ケア・リハビリテーション等に関する専門的な相談体制の充実と保健・医療・福祉関係者への理解促進を図る必要があります。

施策の方針

①社会復帰のための支援

精神疾患で入院中の人が退院して地域の中で安心して生活するために、精神保健サービスを主体的に選択・利用できる体制を整備するとともに、精神医療機関に通院している人が早期に社会復帰できるよう医療機関と連携を行い、個人のニーズに合ったきめ細やかな支援ができるよう努めます。

②精神に障がいのある人同士の交流機会の充実

精神に障がいのある人同士がその境遇や悩みを分かち合い、寄り添える交流の場としてピアサポート事業の推進に努め、自立生活を支援します。

③精神に障がいのある人に対する理解の促進

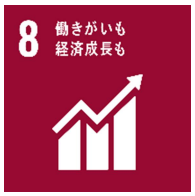
精神に障がいのある人への誤解や偏見をなくすため、広報誌やホームページなどを通じて精神障害に対する理解を深めるための啓発活動を行うとともに、こころの健康センターや保健福祉事務所と連携して精神に障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

④こころの相談事業の充実

こころの健康センターや保健福祉事務所と連携し、精神疾患やこころの健康づくり相談、助言、訪問の充実に努めます。

⑤こころの健康づくり対策の推進

社会生活環境の変化によるストレス等からこころの健康を損なう人が増加する中で、「健康日本21（第三次）」や「ふじおか健康21夢プラン（第3次）」、また、自殺対策基本法などを踏まえ、専門医やこころの健康センター、保健福祉事務所などの協力を得ながら、こころの健康づくりの対策の推進に努めます。



4 雇用の拡大、就労の促進

(1)雇用の拡大と職場への定着支援

現状と課題

障がいのある人が地域で生き生きと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが大切ですが、障がいのある人の雇用環境は業務の適性、事業者の環境整備や理解、合理的配慮において不足していることがあります。

障がいのある人が円滑に就労できるよう福祉施策と雇用施策が連携し、障害者雇用の促進に努めることが必要です。また、就労後も障がいの特性や就労環境によって、長期・長時間にわたる就労が困難な場合もあり、事業者に対する障がいへの理解促進や就労を継続するための支援も求められます。

また、障がいのある人の中には、働く意欲があっても年齢や障がいの程度・特性などのために就労が困難な人もいることから、このような人が生きがいを持って働ける福祉的就労の場を確保することが必要です。これまで障害福祉サービスの就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、地域活動支援センターは、障がいのある人の就労および日中活動の場として大変重要な役割を担ってきた機関であり、今後も身近な地域での福祉的就労の場として期待されており、一層の充実が求められています。

施策の方針

①事業者への啓発

ハローワーク等の関係機関と連携して、事業者に対し障がいのある人の雇用に係る助成制度の活用や税制上の優遇措置等の各種制度の周知を図り、職場全体で障がいに対する理解を深め、偏見をなくすための意識啓発に努めます。

②法定雇用率達成の促進

9月の障害者雇用支援月間を中心に、事業者に対して雇用促進の啓発に努めます。また、関係機関と連携して障害者雇用の機会の提供に努めます。

③一般就労の促進

障がいのある人の雇用機会を確保するために、事業者への雇用促進を働きかけるとともに、公共施設業務などを活用した雇用機会の創出に努めます。

また、農福連携など企業が実施する他分野との連携についても、障がいのある人の新たな雇用の機会の提供や、社会参画を実現する取り組みに努めます。

④支援体制の充実

障がいのある人への就労支援は、引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、特別支援学校など就労・福祉・教育の各分野の関係機関と連携して行います。

また、障がいのある人の職場実習への参加を促進し、円滑な就労への移行を図るため、企業での職場実習に参加する障がいのある人に対して補助金を交付する事業である藤岡市障害者職場実習補助金交付制度の周知を図り、就労促進に努めます。

⑤就労訓練の促進

就労を希望する障がいのある人には、障害福祉サービス事業者と連携し、生産活動や職場体験などの機会が得られ、就労に必要な知識や能力向上のための支援が受けられる就労移行支援を促進します。

また、一般就労が困難な障がいのある人には、生産活動やその他の活動の機会が得られ、その知識と能力向上のための支援が受けられる就労継続支援を促進します。

⑥障がいのある人に対する雇用施策

障がいのある人に対する雇用施策として、市独自の支援事業である藤岡市障害者雇用促進事業補助金交付制度の周知に努めます。

（2）福祉施設への就労と工賃向上

現状と課題

障害者就労施設等では、障がいのある人が企業で就労できるよう、食料品の製造、雑貨等の製作、清掃や除草等のサービスを提供する訓練を行っています。それらの物品やサービスの売り上げは、障がいのある人の工賃として支払われ、障がいのある人の生活の一助となっています。

障害者就労施設等で働く環境を充実させ、障がいのある人の社会参加を促し、生活がより豊かになるよう工賃を向上させることが重要です。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入等することが推進され、障がいのある人の自立の促進が図られています。

施策の方針

①福祉的就労の場の確保

福祉的就労の場を確保するために、地域活動支援センターの充実を図り、社会福祉法人やNPO法人等による就労移行支援や就労継続支援の新規サービス提供事業者の参入促進など、サービス供給基盤の確保に努めます。

②障がいのある人の工賃向上のための支援

福祉的就労の場である地域活動支援センターや就労継続支援事業所を利用する障がいのある人の工賃の向上に向け、事業者に対して発注の協力要請に努めます。また、共同で受注・販売促進を行う「共同受注窓口」の利用促進に努めます。

③障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進

障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。





5　教育・文化芸術・スポーツの充実

(1)学校教育の充実

現状と課題

障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導および必要な支援を行う「特別支援教育」の更なる充実が求められています。

特別支援学級や特別支援学校に在籍する障がいのある子どもへの対応に加え、保育所等、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達に障がいのある子どもへの対応も課題となっています。

障がいのある子どもを生涯にわたって支援するという観点から、関係者・関係機関の連携により適切な教育支援を効果的に行うため「個別の教育支援計画」の作成が求められています。

本市においては、平成26年4月に群馬県立みやま特別支援学校藤岡分校が設置され、翌年の平成27年4月には、群馬県立藤岡特別支援学校として単独校となり、平成30年4月には高等部が開設され、障がいのある子どもが地域で学べる環境が整いました。

施策の方針

①特別支援教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するため、障がいの特性や教育的ニーズに応じた特別支援教育に努めます。

②教職員の資質・能力の向上

教職員が、障がいのある子どもに対する理解を深めるとともに、適切な指導や支援ができるよう研修への一層の推進に努め、資質・能力の向上を図ります。

③教育支援の推進

障がいのある子どもに対して、早期から一貫した支援が実施できるよう、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援の推進に努めます。

④関係機関の連携と充実

保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、障がいのある子どもおよびその保護者に対する相談および支援の充実を図ります。

(2)文化芸術活動への参加支援

現状と課題

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布および施行されました。障がいのある人が文化芸術活動に参加することは、文化芸術を身近に感じ、体験することにより、日常の楽しみや充実した生活の実現につながります。

また、創作活動や作品を多くの人に鑑賞してもらうことは、障がいの有り無しにかかわらず、お互いの理解の促進にもつながることから、作品の創作や発表機会がより多く確保される必要があります。

施策の方針

①文化芸術活動、生涯学習の参加支援

障がいのある人が、生涯にわたって文化芸術活動や生涯学習に参加できるよう、関係機関と連携を図り、活動や学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3)障害者スポーツの振興

現状と課題

障がいのある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・向上・機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現と社会参加の推進にもつながります。

令和11年には第83回国民スポーツ大会に合わせて第28回全国障害者スポーツ大会が開催されます。本市ではサッカー(知的障害)競技の開催が予定され、障害者スポーツの注目度が高まる中、障がいの有り無しにかかわらず、誰もがそれぞれの個性やニーズに応じた活動を楽しめるスポーツの普及を図っていくことが必要です。

施策の方針

①スポーツ・レクリエーションの振興

生きがいのある充実した生活の実現に向けて、障がいのある人が有意義な余暇活動を行えるよう、スポーツ・レクリエーションの更なる振興を図り、幅広い市民の協力や参加を促進します。

②社会参加のための移動支援の充実

日常生活における余暇活動等において、障がいのある人が円滑に外出できるよう、移動支援事業の実施を継続し、社会参加の支援に努めます。



6 意思疎通環境の充実

(1)情報提供

現状と課題

数多くの障害福祉制度について、障がいのある人やその家族に広報し、情報を提供することが重要です。

障がいのある人は、障がいの特性により取得できる情報も異なるため、点字や手話等による情報提供手段を充実し、より多くの情報を取得できるよう情報を提供することが必要です。

施策の方針

①「障害者福祉制度のごあんない」の配布

群馬県が作成した障がいのある人のための各種制度や相談窓口をまとめた「障害者福祉制度のごあんない」を配布するなど、わかりやすい説明に努めます。

②障がいの特性に応じた情報提供

障がいの種類によって情報の取得方法が異なる場合があるため、障がいの特性やニーズに応じ、各種媒体による情報提供に努めます。

（2）意思疎通支援の充実

現状と課題

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業において、意思疎通支援の強化が図られました。

本市では、耳が聞こえない人と聞こえる人の通話を、インターネットビデオ電話を介した手話同時通訳でつなぐ「電話リレーサービス」を令和2年度に開始し、障がいに応じた適切な意思疎通ができるよう支援してきました。この他に、手話通訳者、要約筆記者の養成および派遣を効率的に行えるよう、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザと連携しています。

また、令和元年6月には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が公布・施行され、視覚に障がいのある人の支援について、情報通信、その他の分野における先端的な技術等を活用し、利用しやすい電子図書等の普及を図ることを目的としています。

施策の方針

①手話通訳者、要約筆記者の派遣および手話奉仕員養成

本市では、平成30年3月に手話が言語であるという認識に立ち、聴覚に障がいのある人が手話を使って安心して暮らせる社会の実現を目指して、藤岡市手話言語条例が公布・施行されました。聴覚の障がい等によりコミュニケーションの支援を必要とする人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活や社会参加に必要な情報収集や意思疎通の支援を行う意義はより重要なものとなっています。

正規職員として手話通訳者を配置することで意思疎通支援の充実を継続するとともに、市民の手話への理解および普及のため、手話奉仕員養成講座の必要性を積極的に周知し、意思疎通支援人材の確保に努めます。

②視覚に障がいのある人への情報支援用具の拡充

視覚に障がいのある人に対しては、音声の広報等を通じた各種情報の提供と音声訳での意思疎通、情報・意思疎通支援用具の拡充に努めます。

③人材の確保

障がいの特性に応じた適切な意思疎通ができるよう手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員について、

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザや群馬県立点字図書館と連携し、派遣人材の確保に努めるとともに、各養成講座等の必要性を周知し、意思疎通支援人材の確保に努めます。



7 安全・安心なまちづくりの推進

(1)福祉のまちづくり推進

現状と課題

群馬県では、平成15年3月に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが自立した日常生活を営み、積極的に社会活動に参加できるよう取り組みを進めています。

また、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)により、不特定多数の人が利用する特定建築物や道路、公園等の公共施設のバリアフリー化が図られつつありますが、より安全で安心して施設を利用できるよう、更なるバリアフリー化を推進します。

施策の方針

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの理解促進

誰もが互いに助け合える意識の醸成を促進し、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進するために「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」についての正しい知識の普及を図るとともに、その理念についての理解促進に努めます。

②道路、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

障がいのある人に限らず、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域社会で自由に行動でき、安心して暮らすことができるよう、道路、公園等の公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

③情報環境のバリアフリー化

広報はもとより、市内の情報環境のさまざまな場面で、文字情報だけでなく図や絵を用いるなどユニバーサルデザインによる情報提供に努め

ます。

④生活に配慮したバリアフリー化の推進

市営住宅の管理については、「藤岡市公営住宅等整備の基準に関する条例」に基づき、障がいのある人等にとって日常生活を支障なく営むことができるよう、安全かつ衛生面の確保や整備を進めます。

⑤住宅改造への支援

障がいのある人が在宅で安全で安心して生活を送ることができるよう、住宅の一部を改造する費用の一部を助成する住宅改造費補助事業など、各種制度を周知するとともに、利用促進を図ります。

(2)防災対策の推進

現状と課題

障がいのある人や高齢者など要配慮者のうち避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れにより、被害を受けることが多く、特に支援を必要とします。

災害発生時、避難行動要支援者を迅速に避難誘導するためには、事前にその状況を把握し、避難支援体制を整備しておく必要があります。

また、避難所にはさまざまな人が避難することになるため、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

施策の方針

①災害時の情報提供

災害時に障がいのある人の安全が確保できるよう、避難所等に係る情報提供を積極的に行います。

②障がいのある人に配慮した避難支援体制の整備

災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」一人ひとりに対して、避難支援方法等をあらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成を推進します。

③個人情報の保護

支援が必要な障がいのある人に関する個人情報の共有については、プライバシー保護の観点から、地域や支援者との十分な検討を行います。

（3）防犯対策の推進

現状と課題

障がいのある人を標的にした悪徳商法など、犯罪に巻き込まれる事件が報道されています。防犯知識の周知や防犯に関する情報提供を行うとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害を未然に防ぐ取り組みの充実が求められています。

施策の方針

①悪質商法などの情報提供

判断能力の十分でない人が、悪質訪問販売などの消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供を行います。

（4）交通・移動対策の推進

現状と課題

障がいのある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。移動の円滑化を図ることは重要であり、バス事業の充実を進める必要があります。

また、ショッピングセンターや公共施設等では、国際シンボルマーク（車いすマーク）のある車いす使用者用駐車施設の設置が進んできましたが、障がいのある人が駐車できないこともあることや、他の障がいや高齢者、妊産婦なども安全に車の乗り降りや施設への円滑な移動が必要なため、群馬県が平成21年8月に制度化した「思いやり駐車場利用証制度」により、駐車施設の適正利用を推進します。

さらに、群馬県が令和元年8月に開始した、「ヘルプマーク交付事業」を推進し、障がい等により援助や配慮を必要としている人が、必要な援助等を得やすい社会を目指します。

施策の方針

①交通・移動対策の推進

障がいのある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するため、安全で利用しやすい交通手段の確保および交通・移動対策の推進に努めます。

②思いやり駐車場利用証制度の推進

障がいのある人や難病患者、高齢者、妊産婦、傷病者のうち、交付基準に該当する人へ思いやり駐車場利用証を交付し、制度の利用促進・周知に努めます。

③ヘルプマーク交付事業の推進

視覚や聴覚に障がいのある人、義足や人工関節を使用している人、内部の障がいや難病の人等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人にヘルプマークを交付し、バッグ等に付けてもらうことで周囲の人の理解を促し、必要な援助等を得やすい社会の実現を目指すとともに、制度の周知に努めます。

障害福祉計画および障害児福祉計画は、国が計画作成にあたって基本となる理念、サービス見込み量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」という。）を踏まえ、地域の実情に沿った計画を策定しています。

1　国の基本指針に基づく基本理念

障がいの有り無しによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会の実現を目指していきます。

(1)障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスおよびその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、障害児通所支援および地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

(2)市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの実施主体の基本を市町村とし、障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体・知的・精神に障がいのある人、難病患者等であって18歳以上の人と障がいのある子どもとし、サービスの充実を図るとともに都道府県の適切な支援等を通じて地域間で格差が無いように障害福祉サービス等の均衡を図ります。

また、障害者総合支援法に基づき、発達に障がいのある人および高次脳機能障害のある人も障害福祉サービス等の提供が図れるよう制度の周知を図るとともに支援をしていきます。

(3)入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活へ移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めま

す。

特に、入所施設等から地域生活への移行については、医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度障害のある人であっても、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

また、地域生活支援の拠点等の整備・運用にあたっては、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。地域資源や人材確保など課題はありますが、今後、障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能の更なる充実を図ります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、市を中心とした地域・精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組を推進し、精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様な相談にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、地域の支援体制を構築するうえでは、強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、重症心身障害、発達障害、盲重複障害、ろう重複障害など、さまざまな障がい特性に応じた支援体制の構築が重要です。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえたうえで、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることが必要となります。

（4）地域共生社会の実現に向けた取り組み

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障がいのある人の重度化・高齢化や親なき後の生活等、家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、市民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

・市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
・地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
・属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、保健・医療・福祉・保育、教育、商工、農政等のさまざまな機関協働による継続的なつながりを続ける伴走型支援を円滑に受けられるよう、各分野が共通の理解に基づ

き協働する包括的な支援体制の実現に係る取組

(5)障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対して、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援、障害児相談支援を実施し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図ります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

日常生活を営むために医療を必要とする障がいのある子ども(以下「医療的ケア児」という。)が障害福祉をはじめ保健・医療・保育・教育等の支援を円滑に受けられる、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(6)障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が地域において、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなど多様な分野に参加し、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、関係機関と連携し、創作や発表等の多様な活動に参加する機会の確保を図り、個人の能力等の発揮および社会参加の促進を図ります。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して目標を設定し、計画的な取組を目指します。

〇訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)では、障がいのある人等が在宅生活を送るために生活状況や障がいの程度に応じて、必要なサービスが受けられるよう提供体制を整えていきます。

〇日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援)および地域活動支援センター事業については、希望するサービスが受けられるよう提供体制を整えていきます。

〇障がいのある人等が地域での生活が実現できるようグループホームの充実や自立訓練等の推進により、施設や病院の退所・退院等から地域生活への移行の促進と安定した地域生活の継続ができる体制づくりを進めていきます。

〇地域生活への移行の支援として、地域生活支援拠点事業が機能を果たせるよう、コーディネーター配置の検討をするとともに、支援ニーズの把握、社会

資源の効果的な活用ができる支援体制の構築を目指します。

〇一般就労への移行・定着を進めるため、就労移行支援事業等を推進するとともにハローワークや障害者就業・生活支援センター等と協力する体制づくりを目指します。

〇強度行動障害や高次脳機能障害のある人等について、基幹相談支援センター等と連携し適切なマネジメントをする人材の養成を進めるとともに、対象者数や支援ニーズの把握に努め、適切なサービス提供が行えるよう体制づくりを目指します。

〇アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策では、依存症に対する正しい理解を普及啓発するとともに、医療機関や当事者団体等と連携して、本人およびその家族に対する支援を行える体制づくりを目指します。

〇障害福祉サービス人材を確保するため、従事するために必要な資格取得の支援など、人材育成・確保の施策を検討していきます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

〇障がいのある人等が自立した日常生活等を送るためには、障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、個別のニーズへの対応や、本人およびその家族にとって相談しやすい相談支援体制の構築が重要になります。そのため、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを軸とした、相談支援事業者等の安定した相談支援が行える体制づくりを目指します。

〇発達に障がいのある人とその家族への支援では、保護者が発達障害の特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけ、適切な対応ができるよう本人およびその家族に対し、ペアレントトレーニング等の支援体制の構築を図っていきます。

〇これらの取組を効果的に実施していくため、自立支援協議会と連携し、地域における障害福祉に関する課題について情報共有を図るとともに、支援に向けた体制づくりについて協議を行っていきます。

4 障がいのある子どもおよびその家族に対する支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

〇障がいのある子どもおよびその家族に対する支援については、障がいの種別、年齢別等のニーズに応じて、支援が身近な場所で提供できる体制づくりが必要です。この支援体制づくりにあたっては、自立支援協議会で障害児福祉サービス事業所、母子保健、教育、行政等の関係機関が参画する子ども支援部会で地域の課題や支援に係る情報を共有し、取り組んでいきます。

〇障害児通所支援の体制づくりでは、保育所等、放課後児童クラブ等の他、市の子どもおよび母子保健施策部局や群馬県の子ども施策部局と連携を図り、障がいのある子どもの早期の発見および支援を図っていきます。また、

学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、教育委員会等との連携の下、円滑な支援の実施が図れる体制づくりを目指します。

〇障がいのある子ども等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等に対し、専門的支援や助言を行うため、保育所等訪問支援等の支援を行う体制づくりを目指します。

〇特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備については、重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援提供につながる体制づくりを目指します。

〇医療的ケアを必要とする子どもおよびその家族に対する支援については、地域にいる医療的ケア児等コーディネーターにより、障害福祉の他、医療などさまざまな分野にまたがる支援について調整を図り、総合的かつ包括的な支援の提供につながる体制づくりを目指します。

〇強度行動障害を有する障がいのある子どもおよびその家族に対する支援については、幼少期から個々の特性と家族の状況に応じた適切な関わりが重要なことから、障害児通所支援等の適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携し支援体制づくりとマネジメント人材の育成を目指します。

〇虐待を受けた障がいのある子ども等の支援については、子ども施策の所管部署と連携し、心理的ケアをはじめ、一時保護など状況に応じたきめ細かい支援に努めます。

〇障害児相談支援は、早期の段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を行っていきます。

5　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

〇将来にわたって、安定的な障害福祉サービスの提供やさまざまな障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材確保と定着が必要になります。人材の確保・定着が図れるよう専門性を高める研修の実施や障害福祉事業の人材育成と確保の推進を目指すための周知・広報等を図ります。

〇支援者が質の高い障害福祉サービスを提供するため、介護テクノロジー導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化など、業務の負担軽減と質の向上を推進します。

障がいのある人の自立した地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和11年度を目標年度として成果目標を設定します。

1　福祉施設入所者の地域生活移行

障がいのある人が福祉施設から地域生活へ移行するには、一人ひとりの状況や本人の意思を尊重した住まいの確保や居宅介護、相談支援等を提供し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援していくことが求められます。これまでの実績と地域や個々の実情に応じた実現可能な目標値を設定します。

【国の基本指針】
・地域移行者数：令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とするとされています。
・施設入所者数：令和11年度末の施設入所者数を令和7年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とするとされています。

【実績値】

項目	実績値	備考	
【実績】 令和7年度末時点の 施設入所者数	77人	令和7年度末時点において、施設に入所している障がいのある人の人数	
		令和5年度末	令和6年度末
		79人	77人

【目標値の設定】

項目	目標値	備考			
【目標①】 地域生活移行者数	6人	令和11年度末までに施設入所からグループホーム、家庭等へ地域生活に移行する人の数 上表の令和7年度末時点施設入所者数(A)×6%			
		国	6.0%以上	藤岡市	7.8%
施設入所者数	73人	令和11年度末時点での施設入所者見込数			
【目標②】 施設入所者の削減	4人	令和11年度末時点での施設入所者の削減見込数			
		国	5.0%以上	藤岡市	5.2%

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が地域で安心して自分らしく生活を送るためには、地域住民の協力を得ながら保健、医療、福祉、住まい、就労などの関係者が連携し、一体となって支援する体制が求められます。

市では、精神に障がいのある人の地域生活への移行を推進するため、群馬県や保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神に障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

【国の基本指針】
・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数319．3日以上
・国の掲げる式により算定した精神病床へ1年以上の長期入院患者数
（65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症の人）
・精神病床から退院後90日時点での30日以上の再入院率10．3%以下
・精神病床から退院後180日時点での30日以上の再入院率17．4%以下
・精神病床から退院後365日時点での30日以上の再入院率25．7%以下
・心のサポーター数を令和15年度末までに100万人以上 【新規】
・K6により市民のこころの状態を把握 【新規】

【目標値の設定】

項目	目標値			国の指針および見込み等
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
【活動指標①】保健、医療、福祉関係者による協議の場の回数	2回	2回	2回	各分野が連携し、重層的な支援体制を構築していくために必要となる、協議の場（自立支援協議会）の1年間の開催回数
【活動指標②】保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	上記自立支援協議会への各関係機関の参加数
【活動指標③】保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および活動状況の把握・評価	有	有	有	自立支援協議会を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定および活動状況の把握・評価
【活動指標④】精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	1回	1回	1回	相談および援助の充実を図るための精神保健福祉相談員講習会等の精神保健福祉に関する研修の実施回数

【活動指標⑤】 精神に障がいのある人の地域移行支援の利用者数	8人	8人	8人	精神に障がいのある人の地域移行支援の利用者数
【活動指標⑥】 精神に障がいのある人の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	精神に障がいのある人の地域定着支援の利用者数
【活動指標⑦】 精神に障がいのある人の共同生活援助の利用者数	107人	122人	137人	精神に障がいのある人の共同生活援助の利用者数
【活動指標⑧】 精神に障がいのある人の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人	精神に障がいのある人の自立生活援助の利用者数
【活動指標⑨】 精神に障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	8人	10人	10人	精神に障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数
【活動指標⑩】 精神に障がいのある人の短期入所	1人	1人	1人	精神に障がいのある人の短期入所の利用者数
【活動指標⑪】 心のサポーター養成研修実施回数	2回	2回	2回	心のサポーター養成研修の1年間の実施回数
令和15年度末の心のサポーター数			600人	令和15年度末までに心のサポーター数が全国で100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。

3　福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人が地域で社会参加や自立した生活を送るうえで一般就労は重要な要素であることから、就労移行支援事業等の推進や特別支援学校における就労支援策と連携し、一般就労への移行を積極的に進めていきます。

また、就労した人が職場で生き生きと働くことができるよう障害者就業・生活支援センターなど関係機関と協力して、事業者への障がいの理解を推進し、障がいのある人の雇用を支援していきます。

【国の基本指針】
　就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労に移行する人の数を令和11年度中に、令和6年度実績の1．31倍以上とすることを基本とするとされています。そのうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型の目標値については、以下のとおりとされています。
・就労移行支援事業は、令和6年度実績の1．14倍以上とすることを基本とする
・就労継続支援Ａ型事業は、令和6年度実績のおおむね1．52倍以上を目指す
・就労継続支援Ｂ型事業は、令和6年度実績のおおむね1．67倍以上を目指す
・就労定着支援事業は、令和6年度実績の1．47倍以上とすることを基本とする
・就労定着率については、令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする
・就労選択支援事業所を1か所以上設置することを基本とする 【新規】

【目標値の設定】

項目	上段：実績 下段：目標	目標値	備考			
令和6年度の一般就労への移行者数		15人				
令和11年度の一般就労への移行者数 令和6年度の移行実績の1．31倍以上とすることを基本とする。 15人×1.33＝20人		20人	国	1.31	藤岡市	1.33
令和6年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数		4人				
令和11年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数 令和6年度の移行実績の1．14倍以上とすることを基本とする。 4人×1.25＝5人		5人	国	1.14	藤岡市	1.25
令和6年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数		1人				
令和11年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数 令和6年度の移行実績の1．52倍以上を目指す。 1人×2.00＝2人		2人	国	1.52	藤岡市	2.00
令和6年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数		6人				
令和11年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数 令和6年度実績の1．67倍以上を目指す。 6人×1.83＝11人		11人	国	1.67	藤岡市	1.83

令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した人の割合が5割以上の事業所の割合	5割	5割以上とすることを基本とする。			
令和6年度の就労定着支援事業の利用者数	4人				
令和11年度の就労定着支援事業の利用者数 令和6年度実績の1.47倍以上とすることを基本とする。 4人×1.50＝6人	6人	国	1.47	藤岡市	1.50
就労定着支援事業の就労定着率	2.5割	2割5分以上とすることを基本とする。			

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
協議会設置圏域ごとの就労選択事業所の設置	1か所	1か所	1か所	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1か所以上設置することを基本とする。

4 障がいのある子どもへの支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもへの支援にあたっては、本人の最善の利益を考え、子どもの健やかな成長が育まれるよう留意することが必要です。発達に障がいが疑われる段階から子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が求められることから、支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

【国の基本指針】
・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、下記に掲げる児童発達支援センターの中核的な4つの支援機能を確保することを基本とするとされています。【新規】
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
・児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障がいのある児童の受け入れの体制の整備状況を踏まえたうえで、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とするとされています。
・令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とされています。

・令和11年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。
・障害児相談支援では、質の確保とその向上を図りながら計画的な相談支援専門員の養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、令和11年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保し、障がいのある児童とその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とするとされています。【新規】

項目	実績	備考
児童発達支援センターの設置	単独設置1か所	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするとされていました。

項目	有無	備考
幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	有	令和11年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能として確保することを基本とするとされています。
地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	有	令和11年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能として確保することを基本とするとされています。
地域のインクルージョン推進の中核としての機能	有	令和11年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能として確保することおよび保育所等における障害のある児童の受け入れの体制の整備状況を踏まえたうえで、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とするとされています。
地域の障がいのある児童の発達支援の入口としての相談機能	有	令和11年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能として確保することを基本とするとされています。
インクルージョン推進のための協議の場の設置	単独設置有	令和11年度末までに保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とするとされています。 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	検討	令和11年度末までに市において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とするとされています。 市単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされており、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えないとされています。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	単独設置 1か所	令和11年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とするとされています。 市単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされており、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えないとされています。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	単独設置 1か所	令和11年度末までに市において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするとされています。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	4人	令和11年度末まで医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。
障がいのある子どもおよびその家族への伴走的な相談支援体制の確保	有	のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、令和11年度末までに各市町村または圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保したうえで、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がいのある子どもおよびその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とするとされています。

発達に障がいのある等に対する支援

項目	目標値			備考
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数				現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況および市における発達に障がいがある人等の数を勘案した、プログラムの受講者数（保護者）
成果目標	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	18人	24人	24人	
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数				現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況および市における発達に障がいがある人等の数を勘案した、プログラムの実施者数（支援者）
成果目標	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	1人	2人	2人	
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数				現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況および市における発達に障がいがある人等の数を勘案した、ペアレントメンターの人数
成果目標	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	1人	2人	2人	

【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数				現状のピアサポートの活動状況および市における発達に障がいのある人等の数を勘案した参加人数
成果目標	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	30人	30人	30人	

5 地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活の支援については、高齢化や親亡き後等を見据え、地域の社会資源を最大限に活用して複数の障害福祉サービス事業所と連携して次の機能・役割をもった拠点を整備し、その機能充実のため年1回以上、運用状況を検証および検討していきます。

(1)緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制
(2)一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会の提供
(3)ショートステイなど緊急時の受入体制の確保
(4)医療的ケア、重度障害のある人等に対し専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保
(5)地域のさまざまなニーズに対応できる地域の体制づくり

【国の基本指針】
令和11年度末までの間に、地域生活支援拠点等を整備し、効果的な支援体制および緊急時連絡体制の構築を更に進める観点から、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とするとされています。
また、強度行動障害の状態にある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とするともされています。

【目標値の設定】

項目	目標値			国の指針および見込み等
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
【目標①】 すべての日常生活圏域を支援対象とした地域生活支援拠点	有	有	有	令和11年度末までの間、市において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)し、市のすべての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とするとされています。

【目標②】 コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人	
【目標③】 検証および検討の年間実施回数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証および検討の年間実施回数
目標④】 強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実	無	無	有	各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備することを基本とするとされています。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人等、とりわけ重度障害のある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。基幹相談支援センターを軸に、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を目指します。

【国の基本指針】
・令和11年度末までに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および協議会を設置し、連携させることとされています。
・基幹相談支援センターが協議会運営に関与することにより、個別事例の検討を通じて地域における障がいのある人の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とするとされています。【新規】

項目	有無	備考
【目標①】 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および協議会の設置・整備および連携	有	令和11年度末までに市において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および協議会の設置・整備を行ったうえで、これらを連携させることを基本とするとされています。

【目標②】 基幹相談支援センターの参画による個別事例の検討を通じた支援体制の整備	有	令和11年度末までに、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がいのある人の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とするとされている。
【目標③】 のぞまないセルフプランの件数	0件	令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とするとされています。

項目	目標値			国の指針および見込み等
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②	10割	10割	10割	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内のすべての相談支援事業所に占める割合
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③	有	有	有	基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無
【活動指標④】 協議会の個別事例の検討を通じた地域課題解決の取組①	1回	1回	1回	協議会の実施回数
【活動指標⑤】 協議会の個別事例の検討を通じた地域課題解決の取組②	3個	3個	3個	専門部会の設置数
【活動指標⑥】 協議会の個別事例の検討を通じた地域課題解決の取組③	9回	9回	9回	専門部会の実施回
【活動指標⑦】 協議会の個別事例の検討を通じた地域課題解決の取組④	1個	1個	1個	個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がいのある人の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

そのため、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とするサービスを提供できているかどうか検証するとともに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を検討していきます。

【国の基本指針】
令和11年度末までに、都道府県および市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とするとされています。

項目	目標値			国の指針および見込み等
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	7人	7人	7人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有 12回	有 12回	有 12回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有 1回	有 1回	有 1回	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体等と共有する体制の有無およびその共有回数

■主な変更点
・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスの見込みについて、これまで訪問系サービス一体として、総合的な見込みとしていましたが、今期よりサービス種類ごとに見込みます。
・生活介護、短期入所、共同生活援助では、強度行動障害、高次脳機能障害を有する人、医療的ケアを必要とする人等の重度障害のある人について、それぞれ個別に見込みます。
・就労支援においては、「就労選択支援」が新たに創設されたため、見込量が追加されました。
・自立訓練（生活訓練）の利用者において、精神に障がいのある人の利用見込みについて、個別に見込むこととなりました。

現在のサービスの利用状況や今後の利用ニーズ等を踏まえ、令和8年度までの障害福祉サービス等それぞれのサービス利用量を推計するとともに、これまでの利用実績および伸び率並びに地域移行等の状況を踏まえて見込量を算出します。

1　訪問系サービス

■事業内容

サービス名称	事業内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由がある人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	障がいのある人等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時において、その利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

重度障害者等包括支援	重度の障がいのある人等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、放課後等デイサービス、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供します。介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを行います。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
居宅介護	人/月	58	60	103.4	57	56	98.2	58	55	94.8	58	58	58
	時間/月	742	718	96.8	730	637	87.3	742	680	91.6	684	684	684
重度訪問介護	人/月	4	3	75.0	3	2	66.7	4	3	75.0	4	4	4
	時間/月	543	221	40.7	407	104	25.6	543	282	54.9	208	208	208
行動援護	人/月	4	2	50.0	3	2	66.7	4	3	75.0	2	2	2
	時間/月	87	66	75.9	65	71	109.2	87	129	148.3	57	57	57
同行援護	人/月	10	9	90.0	9	7	77.8	8	11	137.5	10	10	10
	時間/月	109	70	64.2	98	69	70.4	87	74	85.1	93	93	93
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	0
	時間/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	0

①現状

居宅介護、重度訪問介護、行動援護は、年度間の増減はあるもののおおむね横ばいです。なお、行動援護については、1人あたりの利用時間が増えており、買い物や余暇活動などのサービスの利用が増えたものと考えます。同行援護では、身体に障がいのある人のうち高齢の視覚に障がいの人の利用が多くなっています。今後もサービスの増加・減少要因を適宜把握し、ニーズに応じたサービス提供体制を保持していくことが課題となっています。

②サービス見込量の算定方法

これまでの利用者数、利用形態の動向を踏まえた実績値を基礎に、アンケート調査結果による新規利用者の増加を勘案し、1 人あたりの平均利用時間数に見込み利用者数を乗じて算出しました。

③見込量を確保するための方策

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える重要なサービス

です。市内外のサービス事業所と連携し、ニーズに応じてサービス提供できるよう地域および近隣に位置するサービス事業者の情報を把握し、引き続き提供体制の確保を目指します。

2 日中活動系サービス

【事業内容】

サービス名称	事業内容
生活介護	障害者支援施設もしくは通所事業所において、入浴、排せつおよび食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がいのある人であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体に障がいのある人につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的に障がいのある人または精神に障がいのある人につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、企業等に就労することが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援A型 （雇用型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援B型 （非雇用型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人のうち、企業等に就労していた人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該企業等に就労することが困難となった人就労移行支援によっても企業等に就労することが困難な人等につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、企業等に新たに就労した障がいのある人を対象として、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業等および家族等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 （ショートステイ） （福祉型、医療型）	居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設、グループホーム等で短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事など必要な保護を行います。

(1)生活介護

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
生活介護	人/月	161	156	96.9	161	154	95.7	162	149	92.0	157	160	163
	日/月	3,429	3,129	91.3	3,429	3,276	95.5	3,451	3,277	95.0	3,266	3,328	3,390
	人/月	うち強度行動障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち高次脳機能障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち医療的ケアを必要とする人									0	0	0

①現状

近年の利用者数は、おおむね横ばいとなっています。利用日数でも、利用者の新型コロナウイルス感染症の影響から一時的な利用自粛から日常的な活動水準へ回復し、1人あたりの利用時間数は増加傾向にあります。

②サービス見込量の算定方法

これまでの利用者、利用形態の動向を踏まえた実績値を基礎とし、また、特別支援学校高等部の卒業生のうち、利用が見込まれる人数や介護保険制度への移行が見込まれる人数を勘案し、1 人あたりの平均利用時間数に見込み利用者数を乗じて算出しました。

③見込量を確保するための方策

生活介護は、障がいのある人の地域生活を進めていくためには重要なサ

ービスであり、今後も利用者の増加が見込まれます。市内の事業所の空き状況や利用者ニーズを把握するとともに、事業者指定を行う群馬県と連携を図り、情報発信して新規事業者の参入が図れるよう、努めていきます。

(2)自立訓練(機能訓練)

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
自立訓練(機能訓練)	人/月	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0
	日/月	66	0	0.0	66	0	0.0	66	0	0.0	0	0	0

①現状

令和5年度を最後に、令和6年度以降の利用者はありません。

②サービス見込量の算定方法

現時点での利用が見込まれる慢性期入院等の身体に障がいのある人はなく、新規利用についての相談もありません。

③見込量を確保するための方策

日中活動系サービスは、障がいのある人の地域生活を進めていくためには重要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれます。市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保ができるよう努めていきます。

(3)自立訓練(生活訓練)

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
自立訓練(生活訓練)	人/月	16	7	43.8	17	10	58.8	17	11	64.7	8	10	10
	日/月	341	169	49.6	362	241	66.6	362	249	68.8	184	232	232

①現状

近年の利用者数は、年度間の増減はあるもののおおむね横ばいです。現状のサービス対象者は精神に障がいのある人で、精神障害者保健福祉手帳

の交付を受ける人の利用が伸びていることから、病院等から地域移行の支援をするため適宜、個々の状況に応じたサービス提供体制の検討が課題となっています。

②サービス見込量の算定方法

過去の利用者数の実績を踏まえて新規利用者を見込み、1 人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

病院等から地域移行の支援をするため、市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を維持していけるよう取り組んでいきます。

(4)就労選択支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労選択支援	人/月	−	−	−	13	1	7.7	12	0	0.0	3	3	3

①現状

主な対象者は特別支援学校高等部在籍生のうち、卒業後一般就労や就労継続支援など就労系サービスを希望する方です。その他、就労移行支援や就労継続支援を新たに利用希望する方が対象となりますが、新設されたサービスであることもあり、利用はごくわずかとなっています。

②サービス見込量の算定方法

就労選択支援事業の見込みについては、一般就労および就労系サービスの利用を希望する人から就労移行支援および就労継続支援 A・B 型サービスの新規利用者(特別支援学校を卒業する方を含む)を見込みました。

③見込量を確保するための方策

障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、柔軟に選択することができる提供体制の確保を維持していけるよう取り組み、本市でも就労選択支援事業所の開設に向け情報提供に努めます。

(5)就労移行支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労移行支援	人/月	17	14	82.4	18	15	83.3	18	9	50.0	17	18	13
	日/月	279	233	83.5	295	265	89.8	295	190	64.4	292	310	224

①現状

近年の利用者数および1人あたりの利用日数はおおむね横ばいです。主な利用者は精神に障がいのある人が半数以上であり、毎年度一定数の新規利用があります。

②サービス見込量の算定方法

このサービスの利用期間は、原則2年間ですが、利用者の状況に応じて、1年のサービス利用の延長ができます。過去の利用者数の実績を踏まえ、新規利用者を勘案し、1 人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数(延長利用者を含む)を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

市内外の就労移行支援事業者やハローワークと連携を図り、利用者自身が自分に合った事業所へ就労できるように、事業者情報の連携共有や障がいのある人の雇用促進および就労に必要な訓練等が受けられるよう支援の体制づくりの検討をしていきます。

(6)就労継続支援 A 型

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労継続支援A型	人/月	25	24	96.0	26	26	100.0	27	30	111.1	29	32	35
	日/月	523	446	85.3	543	512	94.3	564	535	94.9	571	630	690

①現状

近年の利用者数は徐々に増加しており、利用者の傾向は、精神に障がいのある人の利用が伸びています。しかし、市内にサービスを提供できる事業

者が少なく、市外の事業所での利用による移動時間が課題となっています。

②サービス見込量の算定方法

就労継続支援 B 型に比べてサービス提供事業者は少ない状況にあります。利用者数は増加傾向にあるため、過去の実績を踏まえ、新規利用者の利用見込みを勘案し、1 人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

通所により雇用契約に基づく就労機会の提供や就労に向け必要な能力・知識の向上のために必要な訓練が受けられるよう市内外の就労支援事業者と連携を図るとともに、市内に新たな事業者参入のため事業者の指定事務を行う群馬県へ適宜、協議を行っていきます。

(7)就労継続支援 B 型

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労継続支援B型	人/月	175	200	114.3	181	216	119.3	186	223	119.9	232	248	264
	日/月	3,026	3,272	108.1	3,131	3,683	117.6	3,218	4,094	127.2	3,967	4,241	4,514

①現状

利用人数および利用量は、見込より大幅に上回り、増加が続いています。利用者は、精神に障がいのある人の利用が多く、精神障害者保健福祉手帳の交付者数と比例して新規利用者が増加しています。

②サービス見込量の算定方法

精神障害者保健福祉手帳交付者数の見込みと特別支援学校の卒業生等のサービス利用を踏まえ、過去の動向を勘案し、1 人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

特別支援学校卒業生などサービス利用が見込まれる人に対応するため、市内外の就労支援事業者と連携を図り、就労機会の提供や就労に向け必要な能力・知識の向上のために必要な訓練が受けられるよう、事業者の指定事

務を行う群馬県へ適宜、協議を行っていきます。

(8)就労定着支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労定着支援	人/月	3	4	133.3	4	4	100.0	4	3	75.0	3	2	2

①現状

毎年度少数の利用者が最長3年間のサービスを利用しています。就労移行支援等を利用して一般就労した人が対象となるサービスです。現状では、障害者就業・生活支援センター等との連携による就労定着支援等において、生活リズムや能力等の訓練により就労の継続ができているものと考えます。

②サービス見込量の算定方法

特別支援学校の卒業生の他、精神に障がいのある人の利用が主であることから、新規利用者の利用見込みを勘案したうえで、1 人あたりにおける一月平均利用者数より見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

一般就労へ移行した人が職場に定着し、自立生活が送れるように生活のリズムや環境の変化等の課題に対して支援していくため、市内外の就労支援事業者や相談支援員と連携を図っていきます。

(9)療養介護

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
療養介護	人/月	15	14	93.3	15	13	86.7	15	13	86.7	13	13	13

①現状

医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方に対し、医療機関等において、身体機能訓練や看護、療養上の管理、介護など日常生活全般の支援を行うサービスです。平成30年度より、利用者数は横ばいとなっています。

②サービス見込量の算定方法

現状、新規利用に係る相談や利用ニーズはないため、現在の利用者数を基礎として、算定しました。

③見込量を確保するための方策

療養介護サービスの提供機関に限られるため、今後もサービス提供機関と連携を図っていきます。

(10)短期入所(ショートステイ)

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
生活介護	人/月	9	9	100.0	11	14	127.3	11	9	81.8			
	日/月	61	101	165.6	73	62	84.9	73	50	68.5			
短期入所福祉型	人/月										8	8	8
	日/月										45	45	45
	人/月	うち強度行動障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち高次脳機能障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち医療的ケアを必要とする人									0	0	0
短期入所医療型	人/月										6	6	6
	日/月										17	17	17
	人/月	うち強度行動障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち高次脳機能障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち医療的ケアを必要とする人									0	0	0

①現状

令和4年度以降徐々に利用者が増加しています。このサービスは居宅の障がいのある人を対象としていることから、居宅での生活を希望している方の増加や、施設入所待機者やグループホーム待機者が増加し、サービス利用する機会が増加していると考えられます。

②サービス見込量の算定方法

支援する家族等が一時的に支援することが困難になった場合等に必要と

されるサービスであり、緊急的な利用が見込まれます。これまでの利用の推移を勘案したうえで、1 人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

地域で生活を送るために必要不可欠なサービスであり、今後も利用の増加が見込まれることから、市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を維持していけるよう取り組んでいきます。

3 居住系サービス

【事業内容】

サービス名称	事業内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人が居宅において日常生活が送れるように、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人につき、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的に障がいのある人または精神に障がいのある人につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

(1)自立生活援助

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
自立生活援助	人/月	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0

①現状

第6・7期計画の期間では実績はありませんでしたが、障害者支援施設やグループホームおよび病院から一人暮らしを希望する方の地域移行にあたり、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、サービス提供事業所の

整備等が求められます。

②サービス見込量の算定方法

障がいのある人が退院・退所後に支援者が不在となった場合など、受け入れ先としては共同生活援助や短期入所が選択されているため、今後も見込みはなしとしました。

③見込量を確保するための方策

一人暮らしの希望がある施設入所者等について、その自立を支援することにより、本人の希望に沿った地域での生活が可能となります。市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を目指します。

(2)共同生活援助

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
共同生活援助	人/月	135	149	110.4	142	165	116.2	149	176	118.1	179	193	207
	人/月	うち強度行動障害を有する人									0	0	0
	人/月	うち高次脳機能障害を有する人									1	2	3
	人/月	うち医療的ケアを必要とする人									0	0	0

①現状

近年、障がいのある人の地域生活のニーズの増加に伴い、利用人数は年々増加しています。身体・知的に障がいのある人の利用者数は横ばいとなっていますが、精神障害者保健福祉手帳交付者数の伸びと比例して、精神に障がいのある人の利用者数が増加しています。

②サービス見込量の算定方法

病院等から退院して地域生活へ移行する精神に障がいのある人のニーズ等を踏まえ、過去の利用実績等の推移を勘案したうえで、1 人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

障がいのある人が地域で自立した生活を支える役割を担うために欠かすことのできない基盤となるサービスです。地域で一人暮らしを希望する人の

地域生活への移行がスムーズに進められるよう、市内外のサービス提供事業者と連携を図り、ニーズに応じたサービス提供体制を確保していけるよう取り組んでいきます。

(3)施設入所支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
施設入所支援	人/月	85	79	92.9	85	77	90.6	83	75	90.4	79	79	79

①現状

近年、施設に入所している方は減少傾向にあります。グループホームへの入所が増加しているほか、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスへの移行による退所などが主な要因と考えます。しかし、住み慣れた地域にある施設への入所のニーズがあるため、今後は増加することも想定されます。

②サービス見込量の算定方法

障がいの程度の他、家族等介護者の高齢化により施設入所のニーズは高く、待機をしている方も同水準で推移しています。現状の施設入所待機者数を鑑みて、今後の利用見込み者数を勘案したうえで算出しました。

③見込量を確保するための方策

市内外の施設と連携を進めるとともに、地域で生活を送ることが可能な方については、地域移行を支援していきます。

(4)宿泊型自立訓練

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
宿泊型自立訓練	人/月	6	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	1	2	2

①現状

令和5年度以前は5件程度の利用がありましたが、令和6年度以降は少な

い利用者数となっています。主な利用者は、精神に障がいのある人で病院からの退院後、家族等の高齢化により元へ帰ることが困難な場合に利用するケースです。

②サービス見込量の算定方法

これまでの実績では、ほぼ横ばいを推移していますが、今後、病院等から退院して地域生活へ移行にするための利用が見込まれます。新規の利用見込み者数を勘案したうえで算出しました。

③見込量を確保するための方策

サービス提供事業所数が限られていますが、ニーズに対応できるよう適宜、入所および入院先の機関と連携し、適切なサービス利用が提供できるよう取り組んでいきます。

4 相談支援

【事業内容】

サービス名称	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用の調整を必要とする人に対して、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行います。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がいのある人に対して、地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院により、単身生活に移行した障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急訪問や相談等の支援を行います。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
計画相談支援	人/月	103	116	112.6	104	123	118.3	114	91	79.8	124	136	153
地域移行支援	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	0	0.0	0	0	－	1	0	0.0	0	0	0

①現状

精神障害者保健福祉手帳交付者数の増加に伴い、実績値は伸びていま

す。一方、地域移行支援および地域定着支援では、当期における支援ニーズはなく相談等の実績もありませんでした。

②サービス見込量の算定方法

障害福祉サービスの需要が高まっていることから、それに比例して、計画相談支援の利用人数も増えていますが、地域移行支援および地域定着支援は実績がない状況です。

これまでの利用実績等の推移を勘案したうえで、福祉施設入所者の地域生活移行者数を仮定して算出しました。

③見込量を確保するための方策

計画相談支援では昨今、相談支援専門員の人材不足が顕在化しているため、群馬県と連携して人員の確保に努めます。また、基幹相談支援センターと連携し、地域の相談支援事業所同士の連携強化に取り組んでいきます。

地域移行および地域定着支援については、地域生活を希望する人が地域で暮らすことができるよう医療機関や施設、相談支援事業所と連携を強化して、必要なニーズを支援につなげていきます。

■主な変更点
・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、障がいのある子ども等のニーズ、重症心身障害のある子ども等のニーズ、医療的ケアを必要とする子ども等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がいのある子どもの受け入れまたは利用状況、平均的な1人あたり利用量等を勘案して、利用児童数および利用量の見込みを設定します。

【事業内容】

サービス名称	事業内容
児童発達支援	集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障がいのある子どもについて、学校の授業終了後や夏休みなどに、障害児通所支援施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所をはじめ子どもが集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がいのある子どもについて、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
児童入所支援 （福祉型・医療型）	（福祉型）18歳未満の障がいのある子どもを入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練を行います。 （医療型）18歳未満の医療の必要な障がいのある子どもを入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練および治療を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援は、指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する児童について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

1　児童発達支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
児童発達支援	人/月	50	64	128.0	53	75	141.5	56	72	128.6	80	85	90
	日/月	385	481	124.9	408	613	150.2	431	699	162.2	656	697	738

①現状

近年、利用者数および利用量が増加してきています。利用の実態は、市内だけでなく市外のサービス提供事業所も利用しており、今後も利用が伸びてくると考えます。

②サービス見込量の算定方法

新規利用者の増加と過去の利用実績をもとに勘案して算定したうえで、1人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

今後も保育所等に通いながら児童発達支援を利用している子どもの増加が考えられます。市内外のサービス提供事業所との連携により、必要な早期の療育支援を提供できるよう支援していきます。

2　放課後等デイサービス

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
放課後等デイサービス	人/月	130	148	113.8	145	156	107.6	158	179	113.3	164	170	176
	日/月	2,158	2,268	105.1	2,407	2,385	99.1	2,623	2,760	105.2	2,526	2,618	2,710

①現状

令和6年度と令和8年度8月末時点の利用者数等の実績を比較すると、利用者数および利用量約1．2倍の増加となっています。小中学校においては特別支援学級の児童生徒が増えており、学習上または生活上、個々の特性に応じた支援が必要とされていることからサービスの利用ニーズが増加し

ているものと考えます。

②サービス見込量の算定方法

特別支援学校高等部等の卒業によるサービス終了見込者と未就学児から就学児に伴う新規利用見込みを踏まえるとともに、これまでの利用実績等の推移を勘案したうえで、過去の実績における1か月あたり利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

当該サービスを必要とする児童生徒のニーズは増しており、サービス提供事業者の不足が顕在化しています。今後もサービス提供事業者や関係機関との連携を図るとともに、事業者指定を所管する群馬県と情報を共有し、サービス提供体制の確保に努めます。

3 保育所等訪問支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
保育所等訪問支援	人/月	8	2	25.0	11	11	100.0	17	19	111.8	6	6	6
	日/月	8	2	25.0	11	9	81.8	17	12	70.6	5	5	5

①現状

近年は年度間での増減が大きくなっていますが、平均すると月5人程度の利用者数となっており、令和7年度、令和8年度の利用者数は大きく増加しています。保育所や認定こども園、学校等において、集団生活等へ適応するための専門的な支援を必要とする子どものニーズが高まっています。

②サービス見込量の算定方法

ニーズの高まりから今後も利用者が増加することが想定されます。1人あたりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

③見込量を確保するための方策

他のサービスと同様に発達に障がいや疑いがある子どもに対する早期療育のニーズの高まりにより、利用者数および利用量が伸びています。今後も利用者の増加が見込まれることから、市内外の事業所の利用につなげて見

込量の確保を図ります。

4 居宅訪問型児童発達支援、児童入所支援(福祉型・医療型)

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(7月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	−	0	0	−	0	0	−	0	0	0
	日/月	0	0	−	0	0	−	0	0	−	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	0.0	2	2	2
医療型児童入所支援	人/月	2	0	0.0	2	1	50.0	2	0	0.0	0	0	0

①現状

(1)居宅訪問型児童発達支援

現状、支援ニーズや相談はなく、これまでにおいて実績はありません。

(2)福祉型児童入所施設、医療型児童入所施設

障がいのある子どもの入所施設の利用については、支給する実施者は群馬県になります。福祉型の施設入所の決定をしている児童は複数名いますが、入所に至るケースは少ないのが現状です。

②サービス見込量の算定方法

(1)居宅訪問型児童発達支援

市内にサービス提供できる事業所がなく、実績もないため今期の計画では利用を見込まないこととします。今後、在宅の重度障害のある子どもや特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子ども数や支援ニーズの把握を行っていきます。

(2)福祉型児童入所施設、医療型児童入所施設

支給決定の実施が群馬県であることから、当期における直近の利用者数と決定者数から算定しました。

③見込量を確保するための方策

(1)居宅訪問型児童発達支援

市内外において、サービス提供事業者が少ないことから、サービス提供事業所の確保について、群馬県および県内の自治体と情報を共有して体

制が図れるよう努めます。

（2）福祉型児童入所施設、医療型児童入所施設

市内に当該施設はなく、また、支給決定は群馬県によるものであることから、利用の必要がある子どもが認められた際は、迅速に対応できるよう、関係機関との連携が図れるよう努めていきます。

5 相談支援

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
相談支援	人/月	63	39	61.9	74	45	60.8	87	38	43.7	47	49	51

①現状

発達に疑いのある子どもに対する早期の療育支援のニーズが伸びており、児童発達支援および放課後等デイサービスの利用と併せて相談支援も増加しています。今後も早期療育の役割が重要とされていることから、ニーズが増えることが見込まれます。

②サービス見込量の算定方法

今後も新規利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用人数も増えていくものと考えます。これまでの利用実績等の推移を勘案し、算出しました。

③見込量を確保するための方策

障害福祉サービスにおける計画相談支援と同様に障害児相談支援においても相談支援専門員の人材不足が課題になっています。計画相談支援と併せて、群馬県と連携して、人員の確保に努めます。また、基幹相談支援センターと連携して、地域の相談支援事業所同士の連携強化に取り組んでいきます。

6　医療的ケア児に係るコーディネーターの配置

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在の人数

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
コーディネーターの配置人数	人/月	3	3	3	3	3	3	4	4	4

①現状

所定の研修を修了した相談支援専門員において、3名の医療的ケア児等コーディネーターが配置されています。医療的ケア児支援に関する協議の場等に参画し、地域における課題等の整理や医療的ケアを必要とする子どもに対する支援の推進に取り組んでいくことが求められます。

②サービス見込量の算定方法

現状3名の相談支援専門員の医療的ケア児等コーディネーターが配置されていますが、さまざまな見地からの支援を行うため看護師職の配置も必要とされていることから、令和9年度に所定の研修を経て新たに1名の医療的ケア児等コーディネーターを配置することを想定しています。

③見込量を確保するための方策

医療的ケア児に係る支援については、令和5年6月に群馬県が医療的ケア児等支援センターを設置したことから、今後、支援事業の検討や医療的ケア児等コーディネーターの人材育成に関する相談など、連携を図っていきます。

また、自立支援協議会（部会含む）に参画を求め、支援の体制づくりに取り組みます。

地域生活支援事業は，地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的な実施が可能な事業です。障害福祉サービス等と組み合わせて提供されることなどにより障がいのある人等の地域生活を支援するものです。

障がいのある人等がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がいのある人等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有り無しにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として実施しています。

1　必須事業

(1)理解促進・研修啓発事業

障がいのある人等が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害特性に応じた教室や広報活動を行い、地域の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

見込量確保のための方策等

障がいのある人への理解を深めるため、小中学生および教員、企業を対象に聴覚に障がいのある人の日常生活や障がいに関する講義や手話技法の実技を体験する手話教室事業を実施しました。地域共生社会の実現を図るため、今後も地域の人々に対し、障がいに対する理解を深めるための研修や啓発事業の実施に取り組んでいきます。

■実績と見込量

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活を送れる社会の実現を図るため、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な活動に対する支援を行います。

見込量確保のための方策等

障がいのある人やその家族が互いの悩みなどを共有し、同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うことで、課題の解決や自立および社会生活の促進を図っていくため、ピアサロン（自発的活動支援事業）を市内外の法人等団体と連携して、実施していきます。今後も障がいのある人やその家族等の自発的な取組・活動を支援する事業の実施に努めていきます。

■実績と見込量

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

（3）相談支援事業

①障害者相談支援事業

福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業の実施にあたり特に必要と認められる専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行い相談支援事業の強化を図ります。

③住宅入居等支援事業

入居を希望する障がいのある人等が、保証人がいない等の理由により入居困難な場合、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活の支援を行います。

見込量確保のための方策等

相談支援事業は、身体・知的・精神に障がいのある人等に対し、利用者本位の支援活動が実施できるよう相談支援事業所と連携を図りながら必要な支援を行っています。実施方法は、身体・知的・児童の分野を主とする事業者と精神の分野を主とする事業者へ委託して実施しています。

令和5年度から基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化や地域移行、権利擁護の他、専門的な知識をもって、多様なニーズに対応する体制づくりに取り組んでいます。

今後においても、相談支援事業者、各障害福祉サービス事業者、関係機関等と連携し、総合的な相談支援体制の整備を図りつつ、自立支援協議会でもその体制のあり方を協議・検討していきます。

また、住宅入居等支援事業については、相談支援事業者への相談件数等によりニーズを把握し、事業実施を検討していきます。

■実績と見込量

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
障害者相談支援事業（箇所）	2	3	2	3	2	3	3	3	3
基幹相談支援センター（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討

(4)成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが有利であると認められる知的に障がいがある人または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を勧めます。

見込量確保のための方策等

令和8年度までの実績を算定基礎として、今後の新規利用者数を鑑みて見込みました。令和7年度において新規利用者1名が増加となり、令和8年8月末時点で2名の利用者となっています。過去の動向および現状の利用者数、新規利用者見込みを勘案しました。

判断能力が十分でない人とその家族等へ周知を行い、制度に対する理解を深めてもらうとともに、支援を必要としている人への働きかけを行います。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末までの人数

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
成年後見制度 利用支援事業(人)	2	1	2	2	3	2	2	2	2

(5)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の設置・派遣等を行い、聴覚に障がいをはじめ意思疎通において、支援が必要な方の自立した日常生活および社会生活の推進に努めます。

見込量確保のための方策等

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザや市内外の手話通訳者と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者を確保していきます。令和2年度から、手話通訳者を任用し、福祉課窓口に常時設置し、聴覚に障がいのある人の日常的相談にも対応できる体制を図っています。

見込量については、過去の動向および現状の利用者数を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末までの人数

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者数)	80	96	80	84	80	17	80	80	80
手話通訳者設置事業 (設置通訳者数)	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(6)日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対して自立生活支援用具や訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与し、日常生活を支援します。

見込量確保のための方策等

安定した給付ができる体制を持続するため、給付見込み量に対応する

ことおよび各用具の取扱いができる業者の確保に努めます。各種用具の機能や性能の向上等の情報収集をするとともに支援ニーズを把握し、給付種目の見直しを行うなど事業の拡充に努めます。

　見込量については、過去の給付実績および現時点での支援ニーズを勘案して見込みました。

サービス名称	事業内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、点字ディスプレイ、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用音声時計、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在の決定実績値

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
介護・訓練支援用具	2	4	2	2	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	5	7	4	0	5	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	2	1	1	0	2	2	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	3	2	4	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	1,548	1,589	1,563	1,444	1,578	372	1,500	1,500	1,500
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	2	2	0	1	0	1	1	1

(7)手話奉仕員養成研修事業

　聴覚に障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を推進するた

め、聴覚に障がいのある人の言語となる手話についての養成講座・研修を引き続き行い、手話奉仕員の確保に努めます。

見込量確保のための方策等

手話が言語であるという認識に立ち、市民の手話への理解と普及を図り、手話奉仕員の必要性を周知していくとともに、手話奉仕員の養成講座への参加を推進します。

見込量については、過去の動向および現状の研修参加者数を勘案して見込みました。

■実績と見込量

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
参加者申込数	入門	20	12	20	9	20	11	15	15	15
	基礎	20	6	20	7	20	7	10	10	10

(8)移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や社会活動への外出のための支援を行います。

見込量確保のための方策等

当期の利用者数は、おおむね横ばいであり、80人前後で推移しています。また、障がい別の利用者数も近年、同数を維持している状態です。委託事業者数は、市内業者5者、市外業者18者となっており、事業者数もおおむね同事業者数となっています。

近年、ガイドヘルパー等福祉人材が不足していることから、利用ニーズに対応できるよう市内外の事業者と連携するとともに新規事業者の情報把握をして、安定したサービス利用が図れるよう努めていきます。

見込量について、利用者数は過去の実績を算定基礎とし、一月平均利用数と延べ利用時間数に新規利用者を勘案し見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在の決定実績値

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
人/月	66	81	68	78	68	75	80	80	80
時間/月	9,871	10,141	9,936	10,420	9,936	3,608	10,320	10,320	10,320

(9)地域活動支援センター事業

障がいのある人等の自立や社会参加の促進を図るため、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供をするほか、その家族等の抱える悩みや課題に対し、相談など支援をすることを目的とする施設です。センターの機能として、基礎的部分は、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施しています。機能強化部分は、専門職員(看護師、精神保健福祉士等)を配置し、利用者の特性に合わせてカウンセリング等の専門的な支援を実施します。また、市外の地域活動支援センターが利用できるよう他市町村と連携して、柔軟に対応できるよう取り組んでいきます。

見込量確保のための方策等

障害福祉サービスの利用が難しい方や引きこもり等により、障害福祉サービスを利用したことがなく、不安や課題を抱える方の自立や社会生活における支援を図っていくため、今後も多様な事業を実施できるよう努めていきます。

利用者数等の見込みについては、令和8年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(8月サービス提供分)の実績値

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
市内	年度末月実利用者数	50	51	55	48	55	50	55	55	55
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市外	年度末月実利用者数	25	27	25	19	25	19	20	20	20
	実施箇所数	5	6	5	5	5	5	5	5	5

市外は、他市の地域活動支援センターを利用している事業所数の合計になります。

2 任意事業

(1)福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人に低額な料金で、居室その他の設備など日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とした事業です。

見込量確保のための方策等

家庭環境や住宅事情で居住の確保が困難な方等を支援するため、今後も利用者が希望する地域において、サービスを提供する事業者と連携し、安定したサービスが利用できるよう取り組んでいきます。

利用者数等の見込みについては、令和8年8月末時点の利用者数を基礎として見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在(8月サービス提供分)の実績値

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
人/月	2	2	2	1	2	1	1	1	1

(2)訪問入浴サービス事業

在宅において、入浴することが困難な重度障害のある人等に対し、訪問により居宅において入浴サービスを行い、心身の機能維持および健康増進や介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

見込量確保のための方策等

今後もサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を行います。

利用者数等の見込みについては、令和8年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（8月サービス提供分）の実績値

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
人/月	2	2	2	1	2	1	2	2	2

（3）日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時預かり等の支援を行います。

見込量確保のための方策等

障がいのある人等およびその家族等の負担の軽減を図っていくため、市内外のサービス提供事業者と連携し、安定したサービス利用ができるよう事業を実施していきます。

利用者数等の見込みについては、令和8年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（8月サービス提供分）の実績値

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
人/月	15	17	15	14	15	11	15	15	15

3 地域生活支援促進事業

発達に障がいのある子どもおよび家族等支援事業（親子通園事業）として、発達に障がいのある子どもの子育て経験のある保護者等がその育児経験を活かし、同じように発達に障がいのある子どもを育てる保護者等の相談を行うペアレントメンターの養成や、その子どもの社会生活への適応力向上のための認知行動療法や生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）、また、その保護者に対する養育スキルおよび子どもへの適切な関わり方の習得と指導等の相談支援（ペアレントトレーニング）を実施しています。

見込量確保のための方策等

この事業は令和4年度から開始しました。発達に障がいがある子どもに対する早期療育のニーズが高まっていることから、実施内容・事業の効果を検討しつつ、継続して実施していきます。令和8年8月末時点の利用者数を基礎として、利用ニーズの相談等の状況を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和8年度の実績値は、8月末現在（8月サービス提供分まで）の実績値

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
延利用者数	180	127	180	196	180	36	200	200	200

4 その他の事業

障がいのある人の地域生活を支援するために必要なサービスを実施していきます。

サービス名称	事業内容
自動車改造費補助事業	肢体不自由のある人の運転する自動車のアクセル、ブレーキ等の改造費の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している障がいのある人に対して、更生訓練費の支給を行い社会復帰の促進を図ります。
虐待一時保護事業	養護者による障害者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障がいのある人を一時的に保護します。

見込量確保のための方策等

サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談・対応に努めます。

また、各事業の見込み量に対応できるサービス提供事業者の確保と事業の利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1　計画の点検および評価

計画の実施にあたっては、諸施策の着実な推進を図るため、施策の実施状況や進捗状況を協議会において点検および PDCA サイクルに基づき、計画期間における目標として設定した項目に関して達成状況を点検・評価し、その結果に基づき、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を行います。

2　連携・協力の確保

本計画を総合的、計画的に推進するため、藤岡市が主体となり、群馬県と連携を図りつつ計画を推進します。

また、市内における均衡あるサービス水準の実現を図り、保健・医療・福祉・教育機関等での連携はもとより、地域福祉推進の観点から、障害者団体、民間事業者などを含む関係機関との連携・協力を推進します。

（PDCA サイクルのプロセスイメージ）

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

